

龍谷大学 履修要項

2025年度 経済学研究科

🏠 > 教育課程<年度別> > 2025年度入学生 経済学研究科 > 2025年度 経済学研究科

🕒 最終更新日：2025年3月10日

2025年度入学生

経済学研究科

2025年度入学生 経済学研究科 メニュー

「教育理念・目的」「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」>

- 経済学研究科の教育理念・目的>
- 学位授与の方針>
- 教育課程編成・実施の方針>
- 大学院の「カリキュラム」および「学位授与までのプロセス」マップ>

修士課程履修要領ガイド>

- 【1】修士課程におけるプログラムについて>
 1. プログラム>
- 【2】修士課程履修要項>
 1. 修士課程における履修について> 2. 修士課程における研究指導について> 3. 修了要件> 4. 修士論文・課題研究について> 5. 特別専攻生について> 6. 教職課程の履修方法>
 7. 2025年度 経済学研究科 修士課程開設科目一覧>

博士後期課程履修要領ガイド>

- 【1】博士後期課程履修要領>
 1. 博士後期課程における履修について> 2. 博士後期課程における研究指導について> 3. 修了要件> 4. 博士論文について>
 5. 博士後期課程単位取得満期退学後の学位論文提出について> 6. 研究生・特別専攻生について>
- 【2】博士後期課程開設科目>

各種規程等>

- 龍谷大学大学院経済学研究科 研究指導・学位論文・課題研究規程>
- 特別専攻生規程>
- 大学院博士前期課程（修士課程）9月修了の取扱いについて>
- 大学院経済学研究科博士後期課程の修了要件として定められた「2本以上の論文公表」の取り扱いに関する内規（2023年度以前入学生対象）>
- 博士後期課程単位修得による依願退学について>
- 経済学研究科大学院学則第9条の2に定める既修得科目の取り扱いに関する内規>
- 経済学研究科学生の学部科目履修に関する内規>
- 教職課程履修料の納入に関する要領>
- 龍谷大学大学院経済学研究科研究紀要内規>

学修生活の手引き>

- 【1】届書・願書および各種証明書>
 - （1）届書> （2）願書> （3）各種証明書の交付申請> （4）学校学生生徒旅客運賃割引証（以下、「学割証」）> （5）団体旅行割引証（団体割引）>
- 【2】裁判員制度に伴い裁判員（候補者）に選任された場合の手続きについて>
- 【3】学籍の取り扱い>
 1. 学籍とは> 2. 学籍簿> 3. 学生証> 4. 学籍の喪失> 5. 休学と復学> 6. 再入学> 7. 9月修了について>
- 【4】留学／国際交流プログラム>

経済学研究科の教育理念・目的

経済学研究科は、建学の精神に基づき、世界と地域社会における対話と共生に基づく平和と発展に貢献することを目指して、世界に対する深い理解と創造的な理論構築あるいは応用分析の能力を備えた研究者、高邁な理想と経済学的知識に裏打ちされた高い実践能力を持つ専門職業人等を育成することを目的とする。

◆経済学専攻 教育理念・目的

修士課程は、激変する現代社会の諸問題に応えることができる人材の育成を目標とし、特に世界に対する深い理解と創造的な理論構築あるいは応用分析の能力を備えた研究者、高邁な理想と経済学的知識に裏打ちされた高い実践能力を持つ専門職業人等の人材を育成する。

博士後期課程は、修士課程における学修による深い学識と研究能力の基礎の上に立って、専門分野における研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目標として、国際的水準の創造的研究を実現できる研究者等の人材を育成する。

学位授与の方針

〔大学院学生に保証する基本的な資質〕

〈経済学研究科修士課程〉

備えるべき能力

- 世界に対する深い理解・知識を養うことができる。
- 応用分析の能力を身につけ、説得的に発信できる。
- 世代や地域を越えて自分の意見を述べ、お互いを理解することができる。

将来発揮することが期待される能力

- 創造的な理論構築ができるようになる。
- 高邁な理想と経済学的知識に裏付けされた高い実践能力を有することができるようになる。
- 課題を解決するための分析提案能力を持つことができるようになる。

〈経済学研究科博士後期課程〉

備えるべき能力

- 専攻分野について研究者としての知識を養うことができる。
- 自立して研究活動をおこなうに必要な高度の研究能力及び、その基礎となる豊かな学識を養うことができる。
- 構造的に分析し、課題解決提案能力を身につけることができる。

将来発揮することが期待される能力

- 国際的水準の創造的研究をおこなうことができるようになる。
- 自律的にかつ持続的に研究活動をおこなうことができるようになる。
- 最適な理論や手法を用い、独創的な論文作成あるいは提言ができるようになる。

〔学位授与の諸要件〕

〈経済学研究科修士課程〉

- 修士課程に1年もしくは2年以上在学すること。
- 正規の授業を受け所定の科目について32単位以上を修得すること。
- 合同演習で合計2回以上の研究発表を行うこと。
- 龍谷大学経済学研究科 研究指導・学位論文・課題研究規程に基づき、必要な研究指導を受けた上、修士論文ないしは課題研究を提出し、その口述試験に合格すること。

〈経済学研究科博士後期課程〉

2023年度以前入学生

- 博士後期課程に3年以上在学すること。
- 正規の授業を受け所定の科目について12単位以上を修得すること。
- 2本以上の論文公表をおこなうこと。
- 合同演習で合計3回以上の研究発表を行うこと。
- 龍谷大学経済学研究科 研究指導・学位論文・課題研究規程に基づき、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その口述試験に合格すること。

2024年度以降入学生

次の6つの条項すべてを満たすこと。

- 1) 博士後期課程に3年以上在学すること。
- 2) 次の12単位を修得していること。
特殊演習Ⅰ（4単位）、特殊演習Ⅱ（4単位）、特殊演習Ⅲ（4単位）

- 3) 所定の期日に博士論文を提出し、その口述試験に合格すること。
- 4) 博士論文提出時に査読付学術誌（龍谷大学経済学会『経済学論集』を含む）で掲載が許可された論文を1編以上作成していること。なお、共著論文の場合、その執筆に関して主たる貢献をしたものとする。
- 5) 博士論文提出時にそのテーマと専門を同じくする学会で報告を1回以上行っていること。
国費外国人留学生等で学会での報告が難しい場合は研究科委員会が認める代替的な報告会で1回以上報告すること。
- 6) 博士論文提出時に合同演習で合計3回以上の研究発表を行っていること。
※合同演習発表時と論文提出時で、論文のテーマが異なる際には、再度の発表を求めることがあります。

教育課程編成・実施の方針

〔経済学研究科修士課程〕

研究者に求められる世界に対する理解と理論構築や応用分析の能力を養い、あるいは高度職業人に必要とされる高邁な理想と学問的知識に裏打ちされた実践能力を育てることを目指す。そのために経済学総合研究プログラムを設置し、体系的な教育課程を編成する。

- 「学位授与の方針」に示した資質等を獲得するため、経済学総合研究プログラムには、研究者育成のためのリサーチ・ワークと高度職業人育成のためのコース・ワークを設置する。
コース・ワークはそれぞれの理論と応用分析能力を体系的に修得することを目的に編成され、所属生には課題研究作成の指導をおこなう。課題研究は、コース・ワークにおいて必要な理論とその応用能力を獲得したことを示すためのものである。
リサーチ・ワークでは、所属生が研究者の社会的使命を自覚し、理論と応用能力を身につけ、かつそれを学術的な論文に結実させるための指導をおこなう。そのために、演習指導および副指導教員が研究目的にたづなわり、適切かつ体系的な受講、合同演習での発表、修士論文あるいは課題研究作成の指導をおこなう。
なお、学生はリサーチ・ワークとコース・ワークの選択を、指導教員の指導の下で変更することができる。
- 上記のプログラムにあわせて、他研究科と共同運営するアジア・アフリカ総合研究プログラムに所属することができる。アジア・アフリカ総合研究プログラムの教育課程編成・実施の方針については、別途に方針を定める。

〈アジア・アフリカ総合研究プログラム〉

- 「学位授与の方針」に示した資質等を獲得するため、初年度に「プログラム特別演習」を実施する。また、三研究科（法学研究科、経済学研究科、国際学研究科）における専門能力を修得し、アジア・アフリカ地域研究に必要な知識・能力を得るため、研究科を横断した科目群を設け、体系的な教育プログラムを編成する。
- フィールド調査能力強化のため、フィールド調査費補助制度を設け、積極的なフィールド調査支援を行うとともに、最終的にその成果を修士論文にまとめるよう指導する。（修士号取得のための指導は、各研究科の教育課程編成に従って実施する。）
- プログラムの教育的統合性を維持・強化するため、通常の運営プロセスに加えて、教員及び院生の研究発表、意見交換、各種ワークショップ、またはフォーラムを随時開催する。

〔経済学研究科博士後期課程〕

博士後期課程においては、修士課程における学修により培われた深い学識と研究能力を基礎に、専攻分野において、国際的水準の研究を自立して遂行できる研究者および学識ある高度専門的職業人の育成をめざす。研究者および高度専門的職業人に求められる世界への深い理解と創造的な理論構築、高度な応用分析の能力を養うため、以下のように教育課程を編成し、実施する。

- 全ての学生に対し演習指導および副指導教員を配置し、3年間にわたる「特別演習」を設け、研究遂行能力の向上や論文作成に向けた総合的な指導にあてる。具体的には、「研究計画書」や、「研究・学修成果報告書」にもとづき、研究目的に照らして適切で体系的な履修、年1回の合同演習での発表、学会発表や学会誌など学術雑誌への投稿による研究成果の公表などを通じて、博士論文作成に向けて計画的に指導する。
- 研究遂行能力の向上や論文作成を支援するために、「研究ワークショップ」や学内の研究会など、研究成果を発表する機会を設け、専攻または関連分野の教員の集団的・多角的な指導を受けることができる。
- フィールド調査、学会発表など学外での学問的な研鑽を奨励・支援するため、フィールド調査補助費、学会報告奨励金を給付する。

大学院の「カリキュラム」および「学位授与までのプロセス」マップ

【修士課程】経済学研究科経済学専攻

	〔カリキュラム〕	〔学位授与までのプロセス〕	
1年	入学後、以下のいずれかに所属 ・経済学総合研究プログラム ・アジア・アフリカ総合研究プログラム ※経済学総合研究プログラムは、コースワーク・リサーチワークから選択。	4月 (9月)	履修登録（指導教員・所属プログラムの届出） 研究計画書の提出
		5月中旬 (10月中旬)	履修辞退受付 在籍中、合同演習（毎年6月と11月に開催）で研究発表（2回以上行うことが修士論文・課題研究提出の要件）
		7月 (1月)	学修成果報告書の提出
		9月中旬 (4月上旬)	分野の選択
		1月 (7月)	学修成果報告書の提出
2年	○所定の科目 32単位以上 ○修士論文または課題研究提出	4月 (9月)	履修登録 研究計画書の提出
		5月中旬 (10月中旬)	履修辞退受付
		7月 (1月)	学修成果報告書の提出
		11月下旬 (5月下旬)	修士論文・課題研究題目届の提出
		1月中旬 (7月中旬)	修士論文・修士論文要旨の提出 課題研究・課題研究要旨の提出
		1月下旬～ (7月中旬～)	修士論文・課題研究口述試験
		3月中旬 (9月中旬)	学位記授与式
			() 内は9月入学者

※ 指導教員は1名とし、演習を担当する。指導教員が必要と認める場合に限り、副指導教員を定め、副演習を担当する。

※ 大学院他研究科や放送大学の開講科目等を履修することを認め、単位として認定する。また、入学前の単位修得（他大学研究科・本学他研究科での修得単位）を認定する。上限単位数の設定あり。

【博士後期課程】経済学研究科経済学専攻

	〔カリキュラム〕	〔学位授与までのプロセス〕
1年	○3科目 12単位必修 特殊演習Ⅰ 4単位（1年） 特殊演習Ⅱ 4単位（2年） 特殊演習Ⅲ 4単位（3年）	4月 （9月） 履修登録（指導教員の届出） 研究計画書の提出
		5月中旬 （10月中旬） 履修辞退受付 在籍中、 ①合同演習（毎年6月と11月に開催）で研究発表（3回以上行うことが博士論文提出の要件） ②査読付学術誌に1稿以上の掲載許可 ③学会での報告1回以上
		7月 （1月） 学修成果報告書の提出 1月 （7月） 学修成果報告書の提出
2年		4月 （9月） 履修登録 研究計画書の提出
		5月中旬 （10月中旬） 履修辞退受付 7月 （1月） 学修成果報告書の提出
		1月 （7月） 学修成果報告書の提出
3年	○博士論文提出	4月 （9月） 履修登録 研究計画書の提出
		5月中旬 （10月中旬） 履修辞退受付 7月 （1月） 学修成果報告書の提出
		10月上旬 （4月中旬） 博士論文題目届の提出
		11月中旬 （5月下旬） 学位申請・学位請求論文の提出
		2月中旬 （8月上旬） 博士論文口述試験
		3月中旬 （9月中旬） 学位記授与式
		（ ）内は9月入学者

※ 指導教員は1名とし、特殊演習を担当する。

※ 本学他研究科の開講科目を履修することを認める、ただし、修了要件単位としての認定はおこなわない。

龍谷大学大学院経済学研究科は5年を標準修学年限とする経済学専攻の博士課程です。この課程は、前期2年と後期3年に区分されます。

前期2年の課程は一般的に博士前期課程といわれますが、学則上は修士課程として取り扱われます。後期3年の課程は博士後期課程です。

なお、修士課程の最長在学年数は5年、博士後期課程の最長在学年数は6年です。

修士課程履修要領ガイド

【1】修士課程におけるプログラムについて

経済学研究科（修士課程）で授与する学位
経済学専攻 修士（経済学） Master of Economics

1. プログラム

経済学研究科では、研究を専修的に進めるために、「経済学総合研究プログラム」と「アジア・アフリカ総合研究プログラム」を設けています。研究科生は、希望するプログラムに所属し、各プログラムのカリキュラムに沿って科目を履修します。初回の履修登録時に、自分がいずれのプログラムに所属するかを届け出る必要があります。

いずれのプログラムに所属しても、経済学研究科が開設する科目は原則として全て履修することができます。

（1）経済学総合研究プログラム

経済学総合研究プログラムでは、全員履修科目で経済学の実践的研究能力を修得するとともに、各自の研究テーマに基づき、「理論・思想・歴史」「政策・応用」「国際・民衆」の3分野から主分野、副分野を選択し、体系的な科目履修を行います。

1) 分野について

3つの分野は、「分野別科目一覧」のとおり構成されています。

主分野・副分野は、「演習Ⅱ」に進む時点で正式に決定してください。分野の変更は、研究テーマに変更が生じ、指導教員が必要と認める場合に許可されます。なお、分野の変更は「演習Ⅳ」開始までとし、それ以降は変更できません。

2) 修了要件について

①32単位以上の修得

演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ	必修	8単位
主分野の科目 ＊注1	選択必修	8単位
副分野の科目 ＊注1	選択必修	6単位
その他の科目 ＊注2		10単位
	合計	32単位

＊注1 主分野と副分野の2つの分野で合計14単位の修得が必要（主分野と副分野の両方に配当された科目を修得した場合、その単位数は、主・副合計14単位に重複して集計されない）。必要な修得単位数を超過した場合、超過分は「その他の科目」の単位として認定される。

＊注2 全員履修科目「研究の技法」は「その他の科目」の単位として認定される。

上記にかかわらず、公的機関からの受入事業等（例：ABEイニシアティブ・プログラム）において研究科が特に認める場合、必修科目である演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳの8単位及び研究科が定める科目を24単位以上修得することにより、単位修得の要件を満たすものとします。「Academic WrittingⅠ」「Academic WrittingⅡ」は、English-based Degree Program生は、全員履修科目とする。

②所定の期日に修士論文（または課題研究）を提出し、その口述試験に合格すること

※ ただし、合同演習（年2回開催）において2回以上研究発表を行うことを、修士論文（または課題研究）提出の要件とする。また、合同演習での研究発表時と論文提出時で、論文のテーマが異なる際には、再度の発表を求めることがあります。

分野別科目一覧

理論・思想・歴史	単位
社会経済理論研究	2
ミクロ経済学A	2
ミクロ経済学B	2
マクロ経済学A	2
マクロ経済学B	2
計量経済学A	2
計量経済学B	2
計量分析研究	2
経済学史研究	2
経済思想史研究	2
日本経済史研究	2
ヨーロッパ経済史研究	2
経済史研究	2
社会思想史研究	2
アジア経済史研究	2
社会政策研究	2
日本経済論研究	2
国際政治経済学研究	2
社会科学のための統計分析	2
PBL実習Ⅰ	2
PBL実習Ⅱ	2

政策・応用	単位
経済政策研究	2
情報政策論研究	2
社会政策研究	2
財政学研究	2
公共経済学研究	2
地方財政論研究	2
環境経済論研究	2
農業経済論研究	2
日本経済論研究	2
産業組織論研究	2
中小企業論研究	2
国際金融論研究	2
経済情報システム研究	2
労働経済学研究	2
金融論研究	2
ファイナンス論研究	2
社会科学のための統計分析	2
PBL実習Ⅰ	2
PBL実習Ⅱ	2

国際・民際	単位
中国経済論研究	2
地域経済論研究	2
国際地域経済研究	2
アジア経済論研究	2
アフリカ経済論研究	2
フィールド調査研究	2
国際政治経済学研究	2
経済協力論研究	2
開発経済学研究	2
国際経済論研究	2
民際学特別演習	4
民際学概論	2
民際学理論研究	2
社会経済理論研究	2
環境経済論研究	2
農業経済論研究	2
中小企業論研究	2
社会科学のための統計分析	2
PBL実習Ⅰ	2
PBL実習Ⅱ	2

3) コースワークとリサーチワークについて

経済学総合研究プログラムには、コースワークとリサーチワークが置かれています。コースワークは体系的なカリキュラムに従い、理論と応用能力をしっかりと身につけることを重視しています。授業は講義・実習・レポート・試験などから構成され、少人数で徹底した指導を行います。教育内容をマスターしたあかしとして課題研究を提出、修了すれば修士（経済学）を得ることができます。

リサーチワークは学問を身につけるだけでなく、さらにオリジナルな研究を目指します。コースワークを基礎に、修士論文を作成・提出します。課題研究とは違い、学問的に独創性のある研究論文が求められます。修了すれば修士（経済学）を得て、入学試験に合格することにより博士後期課程に進むこともできます。

（2）アジア・アフリカ総合研究プログラム

アジア・アフリカ総合研究プログラムは、法学研究科、経済学研究科、国際学研究科の三つの研究科が共同で運営する大学院修士課程の共通プログラムです。それぞれの研究科から、アジア・アフリカ地域研究の専門家を中心とする教員が共通プログラムに参加し、学生を指導します。

プログラムを修了した学生は所属研究科の修士号（法学修士、経済学修士、国際文化学修士）とプログラム修了証（Certificate of Completion of Graduate Program in Asian and African Studies）を取得することができます。

つまり、経済学研究科においてプログラムを修了した学生には経済学修士号とプログラム修了証が授与されます。

※ 詳細はアジア・アフリカ総合研究プログラムパンフレット等を参照のこと。

〈2019年度以降入学生対象〉

科目区分		アジア・アフリカ総合研究プログラム 授業科目	単位数	配当年次	開講研究科
特別演習		アジアアフリカ総合研究特別演習	2	1	国際
地域研究科目	アジアⅠ	アジア経済史研究	2	1	経済学
		アジア政治論研究	2	1	法学
		日本経済論研究	2	1	経済学
		中国経済論研究	2	1	経済学
		日本研究A	2	1	国際学
		共生社会研究A	2	1	国際学
		言語文化研究A	2	1	国際学
		言語文化研究B	2	1	国際学
		宗教文化研究B	2	1	国際学
		芸術・メディア研究A	2	1	国際学
		芸術・メディア研究B	2	1	国際学
		特殊研究（Asian Politics）	2	1	法学
	アジアⅡ	アジア経済論研究	2	1	経済学
		中東政治論研究	2	1	法学

	アフリカ	アフリカ政治論研究	2	1	法学
		アフリカ経済論研究	2	1	経済学
		アフリカ社会論研究	2	1	法学
		特殊研究（African Politics）	2	1	法学
総合研究科目	政治分野	国際政治経済学研究	2	1	経済学
		比較政治論研究	2	1	法学
		国家・民族論研究	2	1	法学
		平和・紛争論研究	2	1	法学
		外交政策論研究	2	1	法学
		開発援助論研究	2	1	法学
		国際法研究Ⅰ	2	1	法学
		国際人権法研究Ⅱ	2	1	法学
		国際環境法研究Ⅰ	2	1	法学
		特殊研究（Comparative Politics）	2	1	法学
		特殊研究（International Human Rights LawⅡ）	2	1	法学
	経済分野	民際学概論	2	1	経済学
		民際学理論研究	2	1	経済学
		経済協力論研究	2	1	経済学
		環境経済論研究	2	1	経済学
		国際地域経済研究	2	1	経済学
		農業経済論研究	2	1	経済学
		フィールド調査研究	2	1	経済学
		開発経済学研究	2	1	経済学
	文化社会分野	特殊研究（法政応用英語Ⅰ）	2	1	法学
		特殊研究（法政応用英語Ⅱ）	2	1	法学
		特殊研究（法政応用英語Ⅲ）	2	1	法学
		特殊研究（法政応用英語Ⅳ）	2	1	法学
		日本研究B	2	1	国際学
		共生社会研究B	2	1	国際学
		宗教文化研究A	2	1	国際学

1) 経済学研究科の3分野（「理論・思想・歴史」「政策・応用」「国際・民際」分野）の中から、1つを主分野として選択してください（「分野別科目一覧」参照）。主分野の正式な決定は、「演習Ⅱ」に進む時点で行ってください。分野の変更は、研究テーマに変更が生じ、指導教員が必要と認める場合に許可されます。なお、分野の変更は「演習Ⅳ」開始までとし、それ以降は変更できません。

2) 修士課程およびアジア・アフリカ総合研究プログラムの修了要件

①32単位以上の修得

演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ	必修	8単位
アジア・アフリカ総合研究特別演習	必修	2単位
主分野の科目 ＊注	選択必修	4単位
プログラム科目 ＊注 （地域研究科目＋総合研究科目） うち、地域研究科目から4単位以上修得のこと	選択必修	10単位
その他の科目		8単位
	合計	32単位

＊注 主分野とプログラム科目で合計14単位の修得が必要（主分野とプログラム科目の両方に配当された科目を修得した場合、その単位数は、合計14単位に重複して集計されない）。必要な修得単位数を超過した場合、超過分は「その他の科目」の単位として認定される。

＊以下の科目については、対応する「特殊研究」（英語による講義）が開設されています。対応関係にある科目は両方を履修することができますが、単位はどちらか一方しか認定されません（他方の科目は随意科目扱いとなります）。例えば、「アジア政治論研究」と「特殊研究（Asian Politics）」は両方を履修することは可能ですが、どちらか一方しか単位は認定されません。

日本語講義科目		英語講義科目
アジア政治論研究	⇔	特殊研究（Asian Politics）
アフリカ政治論研究	⇔	特殊研究（African Politics）
比較政治論研究	⇔	特殊研究（Comparative Politics）
国際人権法研究Ⅱ	⇔	特殊研究（International Human Rights Law Ⅱ）

- ②所定の期日に修士論文または課題研究を提出し、その口述試験に合格すること
- ※ ただし、合同演習（年2回開催）において2回以上研究発表を行うことを、修士論文（または課題研究）提出の要件とする。また、合同演習での研究発表時と論文提出時で、論文のテーマが異なる際には、再度の発表を求めることがあります。
- 当プログラムを選択しない経済学研究科修士課程の院生も、アジアアフリカ総合研究プログラム授業科目を受講できます。ただし、仮に上記のプログラム修了要件を満たしたとしても、当初から当プログラムへの所属を届け出ていなければ、当プログラムの修了とはなりません。

【2】修士課程履修要項

1. 修士課程における履修について

大学院で受講し単位修得するには、所定期間に所定用紙により受講する科目を届け出ることが必要です。指導教員、副指導教員（(4) 参照）と相談のうえ、修了要件を満たすよう、計画的に時間割を設計してください。履修登録は、年1回4月に1年分の登録を行います。登録期間以外の追加、変更、抹消等はできません。ただし、第2学期（後期）開講科目については、9月に変更することができます。

単位制学費を選択された方は、登録単位数により授業料が決まりますのでご注意ください。

9月入学生については、初回の登録を9月に半期分行き、その後については、4月入学生と同じ登録スケジュールとなります。

（1）2025年度履修登録期間

4月初旬	4月新入生・在学生
9月中～下旬	9月新入生のみ

（2）2025年度第2学期（後期）登録科目 修正（追加登録・登録抹消）期間

9月中～下旬

（3）履修辞退制度について

- 履修辞退制度とは、履修登録を行った科目の講義には出席していたものの、「講義内容が自分の希望したものと異なっていた」、「講義についていけるだけの知識が不足している」などの理由から、自分自身の判断により履修辞退の申請をすることができる制度で、登録確認時に行う登録修正とは異なります。
- 一旦申請をした履修辞退は取り下げることができませんが、履修辞退をした科目を次学期以降に履修登録することはできます。
- 履修辞退を申請した場合、その代わりの授業を追加登録することはできません。
- 履修辞退した科目は成績表に記載されます。
- 履修辞退の申請は、経済学部教務課で受け付けます。
- 履修辞退の申請時期は、下記の日程です

学期	履修辞退受付期間
第1学期（前期）	5月7日（水）～5月9日（金）、5月12日（月）～5月13日（火）16:00
第2学期（後期）	10月20日（月）～24日（金）16:00

※履修辞退の受付は、上記期間中の窓口開室時間内に行います。

（4）指導教員について

入学後速やかに指導教員を選び、承諾を得たうえで、履修登録の際に所定の用紙で届け出てください。なお、その際、指導教員の助言にしたがって、必要に応じて副指導教員を選び、届け出てください。副指導教員を選んだ場合、必ず副指導教員が担当する演習（副演習）も履修してください。

（5）「演習」（必修科目）について

指導教員が担当する「演習Ⅰ」「演習Ⅱ」（1年次）、「演習Ⅲ」「演習Ⅳ」（2年次）は、大学院の研究指導において最も重要な科目です。したがって、必ず履修してください。

「演習Ⅰ」終了後、「演習Ⅱ」からの指導教員を変更することが可能です。変更を希望する場合は、新旧両教員の承諾を得たうえで、所定の用紙で経済学研究科に届け出てください。

なお、原則として「演習Ⅱ」開始以降の指導教員変更はできません。

（6）「副演習」について

研究における視野を広げるため、指導教員の演習に加え、もう一つ演習を履修することができます。なお、この場合の科目名は「副演習」となり、副演習の担当者が副指導教員となります。

（7）「合同演習」について

合同演習とは、ゼミを横断した形態で行われる研究報告・発表会です。年2回（6月中旬、11月中旬）開催します。修士論文・課題研究を提出するためには、合同演習で2回以上研究発表を行うことが必要です。

発表希望者は、所定の期日までに経済学部教務課まで申し出てください。

（8）「研究の技法」について

経済学総合研究プログラムでは、「研究の技法」は全員履修科目です。できるだけ1年次に履修してください。

（9）大学院他研究科開講科目（他大学も含む）の履修について

- （1）本研究科が教育研究上有益と認めるときは、他大学大学院・本学大学院他研究科の授業科目の履修（経済学総合研究プログラム所属生によるアジア・アフリカ総合研究プログラム授業科目の履修を含む）を認めることがあります。希望する場合は早めに指導教員および経済学部教務課に相談してください。
- （2）履修が可能となった場合は、履修登録期間に所定の用紙で経済学部教務課まで願い出てください。
- （3）上記により修得した単位は、15単位を超えない範囲で、経済学研究科にて修得したものとみなすことができます。ただし、（11）と合わせて20単位までとします。

（10）放送大学大学院科目の履修および修得単位の認定について

放送大学大学院科目について、修得した単位の一部を本研究科での修了要件単位として認定することができます。認定される単位数は上限10単位とし、専攻を考慮し、経済学研究科委員会が認めた科目に限りです。

放送大学の2025年度出願時期は6月の予定です。なお、受講にあたっては1単位あたり12,000円の授業料が必要となります。

また、修了年次生の最終セメスター開講分については、単位認定が修了判定時期よりも遅くなることから、単位認定の対象にはなりませんのでご注意ください。

2025年度対象科目については、放送大学大学院科目のページおよび経済学部教務課で確認してください。

（11）入学前他研究科における修得単位の認定について

本研究科が教育上有益と認めるときは、入学前に本学または他大学の大学院で修得した単位を本研究科にて修得したものとみなすことができます。認定される単位数は15単位までとし、専攻を考慮し、経済学研究科委員会が認めた科目に限りです。ただし、（9）と合わせて20単位までとします。

希望者は指導教員と相談の上、入学後最初の履修登録期間に経済学部教務課へ願い出てください。所定用紙と当該科目が記載された成績証明書を提出してください。

※ 詳細については、「経済学研究科大学院学則第9条の2に定める既修得科目の取り扱いに関する内規をご確認ください。

（12）学部科目の履修について

経済学部科目の履修を希望する場合、科目等履修生として履修できます。経済学部教務課まで問い合わせてください。

（13）単位の認定と学業成績について

1) 1つの授業科目に定められた所定の単位を修得するためには、次の3つの要件を満たしていなければなりません。

- ① 単位の認定を受けようとする科目について、履修登録をすること。
- ② その科目に出席し、履修に必要な学修をすること。
つまり、総授業回数の1／3を超えて欠席した場合は、その科目の単位認定は受けられないことがあります。
- ③ その科目の試験等によって、合格すること。
- 2) 学業成績は100点を満点とし、60点以上を合格、それを満たさない場合は不合格とします。
- 3) 一度合格点を得た科目は、いかなる事情があっても、再度受講及び受験することはできません。
- 4) 履修登録をした科目を受講しなかった場合の評価は0点となります。
- 5) 段階評価と評点の関係は、次のとおりとします。

段階評価	評点
S	90点～100点
A	80点～89点
B	70点～79点
C	60点～69点
G	合格
N	認定

- 6) 成績証明書は、すべて段階評価で表示します。
- 7) 成績の発表は、第1学期（前期）が9月下旬、第2学期（後期）が3月下旬です。
- 8) 成績について疑義がある場合は、必ず所定の「成績疑義申出用紙」に疑義内容を記入した後、経済学部教務課に提出してください。
申し出期間は通知も含め別途連絡します。ただし、授業担当者に直接申し出てはいけません。
なお、成績疑義として受付できるのは、点数を変更するだけの説明が明確にできる場合のみです。

（14）GPA制度について

GPAとは、Grade Point Average（成績加重平均値）のことであり、従来の修得単位数による学修到達度判定に加え、どの程度のレベルで単位を修得したかを一目で表すものとして考えられたものです。

GPAは、各教科の評価点（100点満点）を次表のように換算しなおし、その合計を登録科目の総単位数で割って算出します。

GPA＝
$$\frac{\sum \left(\text{登録科目のグレードポイント} \times \text{単位数} \right)}{\sum \left(\text{登録科目の単位数} \right)}$$

グレイドポイント	評点
4	90点～100点
3	80点～89点
2	70点～79点
1	60点～69点
0	59点以下

※ 随意科目、履修辞退した科目については、ここでいう登録科目には含みません。
 ※ 成績を評価点（100点満点）で評価しない科目は算入しません。

（15）長期履修学生制度について

2014年度入学生からを対象とし、職業を有している等の事情により、通常の修了に係る年限では履修が困難な学生を対象に、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することが出来る「長期履修学生制度」を設けています。

- 対象課程
- 修士課程及び博士後期課程
- 対象者
- 長期履修学生となることを希望できるのは、本学大学院研究科に入学する者または在学生（修了年次の者を除く）で、標準修業年限での修了が困難な次のいずれかに該当する者として
 ます。
 ①職業を有している者
 ②家事、介護、育児、出産等の諸事情を有する者
 ③その他当該研究科が相当な事情があると認めた者
 ※ただし、外国人留学生は対象としません。
- 長期履修期間
- 長期履修期間は年度を単位とし、修士課程、博士後期課程ともに6年を限度に認めることができます。ただし、休学期間は算入しません。
- 申請期間及び方法
- 長期履修学生制度を希望する場合は、長期履修開始年度の学年開始1ヶ月前までに教務課に必要書類を提出して下さい。ただし、修了年度の申請は不可です。
- 申請期間の変更
- 原則、申請のあった履修期間内での履修を求めますが、やむを得ない事情等が発生した場合は、短縮・延長のいずれかの1回に限り変更を認めます。変更を希望する場合は、必要書類を教務課に提出して下さい。なお、変更の申請については、短縮を希望する場合は変更後の修了年度の学年開始の1ヶ月前まで、延長を希望する場合は変更前の修了年度の学年開始の1ヶ月前までに行って下さい。
- 審査方法（新規申請及び変更）
- 提出された申請書類等をもとに、経済学研究科委員会で審査の上決定します。
- 学費等の納入方法
- 長期履修学生は通常学費を履修期間に応じて均等に分割納入することとなります。
 ※学費とは別に諸会費が必要となります。諸会費については分割納入にはなりませんので毎年度納入する必要があります。

（16）研究支援・学修環境について

- 学会等研究発表補助
- 学会等における研究発表に係る費用の一部を補助する制度です。補助限度額は、1回につき1万円を上限としています。
 申請の際は、経済学部教務課まで申し出て下さい。
- コピーカード及び図書カードの支給
- 研究発表のレジュメや研究用資料の複写のために、コピーカードを支給しています。
 また、図書購入補助として、併せて図書カードを支給しています。
- 大学院研究室
- 各研究科に共同で利用できる大学院研究室を設置しています。
 それぞれの各研究科の特性に応じ、必要文献やパソコン等を整備しています。

2．修士課程における研究指導について

（1）研究指導スケジュール

※時期の（ ）内は9月入学生

学年・時期		内容	研究指導概要
1年	4月 (9月)	オリエンテーション	新入生に対して、カリキュラム、プログラムについて説明。研究計画及び研究指導計画の検討・見直し。
	5月 (10月)	研究計画書の提出	研究計画及び研究指導計画の確定。 研究の進捗状況報告を随時受け、進捗に応じた研究指導。
	5月－ (11月－)	文献や統計資料等の収集	研究テーマに即した先行研究文献、統計資料、関連情報等の収集について助言及び指導。 調査等を実施する場合には適切な調査方法について助言及び指導。

	6月 (11月)	合同演習発表 ※指導教員と相談	(修士課程は合同演習において2回以上発表することが修士論文・課題研究提出の要件。)
	7月 (1月)	学修成果報告書の提出	学位授与方針に定めた学修成果を把握。
	11月 (6月)	合同演習発表 (推奨) ※指導教員と相談	(修士課程は合同演習において2回以上発表することが修士論文・課題研究提出の要件。)
	1月 (7月)	学修成果報告書の提出	学位授与方針に定めた学修成果を把握。
2 年	4月－ (9月－)	研究テーマ、内容の確認と決定 ドラフト作成	引き続き文献等収集、調査実施に関する助言及び指導とともに、研究テーマの決定、ドラフト作成にあたっての助言及び指導。
	5月 (10月)	研究計画書の提出	研究計画及び研究指導計画の確定。 研究の進捗状況報告を随時受け、進捗に応じた研究指導。
	6月 (11月)	合同演習発表 ※指導教員と相談	(修士課程は合同演習において2回以上発表することが修士論文・課題研究提出の要件。)
	7月 (1月)	学修成果報告書の提出	学位授与方針に定めた学修成果を把握。
	9月－ (4月－)	研究の推進、執筆	研究及び論文執筆についての助言及び指導。
	11月 (6月)	合同演習発表 ※指導教員と相談	(修士課程は合同演習において2回以上発表することが修士論文・課題研究提出の要件。)
	11月 (5月)	修士論文、課題研究題目の提出	題目についての助言及び指導、承認。
	1月 (7月)	修士論文、課題研究の提出	内容についての確認、承認。
	1月～2月 (7月～8月)	修士論文、課題研究 口述試験	審査委員会により審査及び研究科委員会による判定。
	3月 (9月)	学位授与	修了要件を満たすことによる修了の認定。

(2) 研究計画書

毎年度5月頃（9月入学生は10月頃）までに指導教員と相談のうえ、研究計画書を作成、提出する必要があります。

主な内容は以下のとおりです。

- ① 研究テーマ
- ② 研究計画
- ③ 研究指導計画 ※指導教員が記入

(3) 学修成果報告書

学位授与方針に定めた学修成果を把握することを目的として、各学期の終わり（7月または1月）に指導教員と相談のうえ、学修成果報告書を作成、提出する必要があります。

3．修了要件

1) 経済学総合研究プログラム

「2) 修了要件について」を参照してください。

2) アジア・アフリカ総合研究プログラム

「2) 修士課程およびアジア・アフリカ総合研究プログラムの修了要件」を参照してください。

4．修士論文・課題研究について

(1) 提出の手順

1) 題目の届出

指導教員の承認を得たうえで、所定の用紙で届け出てください。

[題目届提出日]

2025年5月19日（月） 9：00～17：00	2025年9月修了生
2025年11月17日（月） 9：00～17：00	2026年3月修了生

※ 題目の変更を希望する際は、指導教員の承認を得たうえで、所定の用紙で速やかに経済学部教務課に願ひ出てください。随時受け付けますが、論文提出後の題目変更はできません。

2) 合同演習での発表

[合同演習開催日]

2025年6月中旬	2025年9月修了予定者は最終発表の機会となります
2025年11月中旬	2026年3月修了予定者は最終発表の機会となります

3) 論文提出

指導教員の承認を得たうえで、4部（うち、3部は表紙等も含めコピー可）及び電子ファイルを提出してください。なお、提出された論文は返却しませんので、提出用の4部とは別に、必ず各自で控えを保存してください。

〔修士論文・課題研究提出日〕

2025年7月9日（水） 9：00～17：00	2025年9月修了生
2026年1月9日（金） 9：00～17：00	2026年3月修了生

【期限厳守のこと。期限に遅れた場合、理由のいかんに関わらず一切受理しません】

4) 口述試験

〔口述試験実施期間〕

2025年7月中旬～（予定）	2025年9月修了生
2026年1月下旬～（予定）	2026年3月修了生

(2) 書式

修士論文・課題研究および修士論文・課題研究の要旨共通事項

用紙	A4サイズ、上質紙（白）、黒字印字【感熱紙不可】
用紙字数・行数	40字×30行（1,200字詰）
文字方向	横書き
余白	上および左右余白20mm、下余白25mm
ページ番号位置	用紙下中央（底から10mm程度） ※製本時に上下左右それぞれ5mm程度裁断します。
備考	手書きの場合はA4原稿用紙を使用のこと。縦書き、英文等の場合も上記に準じます。
表紙	所定の表紙をつけて提出のこと。経済学研究科ホームページからダウンロードできます。
綴じ方	論文要旨、論文と一緒にダブルクリップまたはガチャック等、紙を傷つけない方法で綴じて提出のこと。（ホッチキス、綴じ紐等は使わないでください。） 【課題研究は修士論文に準じる】
綴じ順	論文要旨の表紙、論文要旨、論文表紙、目次、本文、参考文献目録、付図、付表の順で提出すること。指導教員からの指示があれば、図表は本文中に収録して構わないが、必要字数には算入されないので注意すること。 【課題研究は修士論文に準じる】

※ 提出された修士論文・課題研究はWEB上での学内公開を前提とします。

修士論文・課題研究要旨（必ず付けること）

字数	2,000字～4,000字
表紙	所定の表紙を使用すること。経済学研究科ホームページからダウンロードできます。
ページ番号	本文とは別に要旨単独のページ番号をつけること。 表紙にはページ番号不要。

修士論文・課題研究

字数	20,000字以上 ※参考文献目録、付図、付表等は、字数に算入しない
表紙	所定の表紙を使用すること。経済学研究科ホームページからダウンロードできます。
ページ番号	必ずつけること。 つけ方については指導教員の指示に従うこと。

(3) 修士論文・課題研究提出後の差し替え・内容変更

提出後の差し替えはできません。修士論文・課題研究は大学で保管・公開されます。ついては、悔いを残さないよう、十分な推敲を重ねた上で提出してください。ただし、誤字脱字等の範囲内で、口述試験の際に指摘された事項については、主査の責任において差し替えを認めることがあります。

(4) 修士論文・課題研究の保管・閲覧について

論文は、院生の進路や意図を問わず、社会的に十分通用するものでなければなりません。提出された修士論文・課題研究は大学で、製本・保管し、公開を原則とします。

これまでの経済学研究科修了者の修士論文・課題研究は深草図書館に保管されています。閲覧希望者は印鑑持参の上、経済学部教務課にて閲覧許可の手続きを行ってください。

(5) 修士論文の審査基準

- 論文テーマの妥当性：問題意識が明確で、学術的・社会的意義が意識されている。
- 論理の一貫性：テーマに沿って問題が適切に設定され、一貫した論理が展開されている。
- 研究方法：テーマや問題設定にふさわしい研究方法が選択されている。また、資料やデータの取扱いが妥当で、分析結果の内容や解釈も適切である。

- 4. 体裁：引用等が適切に処理され、学術論文としての体裁が整っている。
- 5. 先行研究との関連性：テーマに関連する文献を渉猟し、それらを自己の視点で分析している。
- 6. 独創性：テーマや問題設定、研究方法、結論等に独創性が認められる。

(6) 課題研究の審査基準

- 1. 論文テーマの妥当性：問題意識が明確である。
- 2. 論理の一貫性：テーマに沿って問題が適切に設定され、一貫した論理が展開されている。
- 3. 研究方法：テーマや問題設定にふさわしい研究方法が選択されている。また、資料やデータの取扱いが妥当で、分析結果の内容や解釈も適切である。
- 4. 体裁：引用等が適切に処理され、学術論文としての体裁が整っている。

(7) 修士論文と課題研究の位置づけ

- 1. 博士後期課程志願者への注意
博士後期課程への出願に際しては、修士論文の提出を求められることが一般的です。
したがって、博士後期課程への進学希望者は、志望大学の出願期間を考慮の上、論文作成計画を立てるよう留意してください。
- 2. 修士論文に代わる課題研究による修了について
従来の研究者育成機能に加え、近年は、高度専門職業人の養成機能・再教育機能が大学院に求められています。両者は教育目的が同じではありません。前者は知の体系化に貢献できる能力を育てるものですが、後者は専門的な知識や技術を磨くためのものです。このような社会的要請に応えるため、本研究科においても1992年度より単位制学費制度や2014年度より長期履修制度を実施し、修士課程の門戸開放に取り組んでおり、2010年度からは経済学総合研究プログラムにコースワークを導入しています。高度専門職業人の教育にとって、修士論文作成は必ずしも必要とはいえ、むしろ知識や技術の習得により多くの時間を割くことが適切です。本研究科ではこれまでも、研究科委員会が認めた場合、特定の課題についての研究の成果（課題研究）の審査をもって修士論文の審査に代えることができましたが、コースワークの発足に伴って、課題研究の一層の活用が必要となるため、その審査基準をさらに明確にしました。
課題研究の書式、枚数、提出時期などの事務的な手続きについては修士論文と同様に扱います。審査方法は指導教員を含む2名の審査員の審査によります。
本学の経済学研究科博士後期課程は従来通り研究者育成を目的としておりますので、修士論文の審査を重視します。課題研究で修了した場合は出願できません。
- 3. リサーチワーク生は修士論文を基本とし、研究科委員会が認めた場合、課題研究としての審査に代えることができます。他方、コースワーク生は課題研究を基本とし、研究科委員会が認めた場合、修士論文としての審査に代えることができます。

5. 特別専攻生について

修士課程修了後も継続して研究指導を希望する場合は、特別専攻生として経済学研究科に籍を置くことができます。

なお、通算在籍期間の上限は3年です。

期間：1学期間または1学年間

研修費：10,000円（1学期間）、20,000円（1学年間）

出願期間：2月下旬および9月中旬

※ 詳細については、「特別専攻生規程」を参照してください。

6. 教職課程の履修方法

(1) 教職課程の概要

龍谷大学の教職課程は、教員を目指す学生のために設置されたものであり、多くの優秀な人材を教育界に送り出してきたという誇るべき実績を持っています。
教育改革が叫ばれる今日、教員の資質能力向上が特に大きな課題となっています。そのため本学では、教科等に関する確かな専門的知識を身に付け、その上に、広く豊かな教養、人間の成長・発達についての深い理解、生徒に対する教育的愛情、教育者としての使命感等を持ち、これらを基盤とした実践的指導力を養成することを目的として教職課程を編成しています。
教員は常に生徒と向き合い、実践的に対応しなければなりません。単なる批判者ではなく、何事にも自主的・主体的・集団的な取り組みができる力を身につけてほしいものです。また、積極的・意欲的に教職を目指すとともに、社会的な常識も身につけるよう心がけてください。
なお、本学の教職課程は、法定最低限度以上の講義を開設しています。また、免許法関係の変更も多く、免許取得の道が複雑にもなっていますので、教職センターまたは経済学部教務課に相談してください。

(2) 経済学研究科において修得できる教育職員免許状の種類

「教育職員免許法」に基づき、本学が認定を受けている免許状の種類は下記のとおりです。所定の単位を修得することによって、下記教科の免許状が修得できます。

免許 教科	大学院経済学研究科	
	中学校教諭	高等学校教諭
社会	専修免許状	—
地理歴史	—	専修免許状
公民	—	専修免許状

※中学校教諭専修免許状・高等学校教諭専修免許状について

中学校教諭専修免許状または高等学校教諭専修免許状とは修士の学位を有する（もしくは、大学院に1年以上在学し、30単位以上を修得した者）と共に一種免許状を現に有し、または、一種免許状を取得するのに必要な全単位を修得していることを前提として授与される、より上級の免許状です。

(3) 専修免許状の取得方法

- ① 大学（本学・他大学とも）の学部在学中に既に一種免許状を取得している場合
学部で取得した免許状の教科と在学する研究科で取得できる免許状の教科が同じ場合、修士課程での自専攻開講科目24単位以上を修得することにより、免許状を取得することができます。但し、学部で取得した教科と在学する研究科で取得できる免許状の教科が異なる場合は、専修免許状は取得することができません。
- ② 大学（本学・他大学とも）の学部在学中に一種免許状を取得していない場合
大学院在学中に一種免許状取得に必要な単位を科目等履修により修得し、かつ在籍する研究科での自専攻開講科目24単位以上を修得することにより、専修免許状を取得することができます。一種免許状取得の要件は学部生と同じです。

(4) 単位の取得方法

各「教科に関する科目」の単位を取得してください。経済学研究科で開講している科目でも、対象とならない科目もありますので注意してください。

7. 2025年度 経済学研究科 修士課程開設科目一覧

※全員履修科目

科目名（科目題目）	単位	分野		
		理論・思想・歴史	政策・応用	国際・民際
研究の技法 ※	2			
社会科学のための統計分析	2	●	●	●
Accademic Writing I	2			
Accademic Writing II	2			
PBL実習Ⅰ	2	●	●	●
PBL実習Ⅱ	2	●	●	●
外国文献研究	2			
マクロ経済学A	2	●		
マクロ経済学B	2	●		
ミクロ経済学A	2	●		
ミクロ経済学B	2	●		
計量経済学A	2	●		
計量経済学B	2	●		
計量分析研究	2	●		
社会経済理論研究	2	●		●
経済学史研究	2	●		
経済思想史研究	2	●		
日本経済史研究	2	●		
ヨーロッパ経済史研究	2	●		
経済史研究	2	●		
社会思想史研究	2	●		
アジア経済史研究	2	●		
日本経済論研究	2	●	●	
社会政策研究	2	●	●	
中小企業論研究	2		●	●
環境経済論研究	2		●	●
国際政治経済学研究	2	●		●
国際地域経済研究	2			●
農業経済論研究	2		●	●
民際学理論研究	2			●
民際学特別演習	4			●
民際学概論	2			●
地域経済論研究	2			●
アフリカ経済論研究	2			●
フィールド調査研究	2			●
開発経済学研究	2			●
アジア経済論研究	2			●
中国経済論研究	2			●

国際経済論研究	2			●
経済協力論研究	2			●
経済政策研究	2		●	
産業組織論研究	2		●	
財政学研究	2		●	
公共経済学研究	2		●	
地方財政論研究	2		●	
金融論研究	2		●	
国際金融論研究	2		●	
国際金融論研究	2		●	
ファイナンス論研究	2		●	
情報政策論研究	2		●	
経済情報システム研究	2		●	
労働経済学研究	2		●	
演習Ⅰ	2			
演習Ⅱ	2			
演習Ⅲ	2			
演習Ⅳ	2			
副演習Ⅰ	1			
副演習Ⅱ	1			
副演習Ⅲ	1			
副演習Ⅳ	1			
放送大学大学院科目	10			
＜英語による開講科目＞				
Academic WritingⅠ	2			
Academic WritingⅡ	2			
PBL実習Ⅰ	2	●	●	●
PBL実習Ⅱ	2	●	●	●
計量経済学B	2	●		
計量分析研究	2	●		
国際金融論研究	2		●	
財政学研究	2		●	
アジア経済論研究	2			●
アフリカ経済論研究	2			●
中国経済論研究	2			●
マクロ経済学B	2	●		
中小企業論研究	2		●	●
ミクロ経済学B	2	●		
開発経済学研究	2			●
農業経済論研究	2		●	●
日本経済論研究	2	●	●	
経済学史研究	2	●		
経済史研究	2	●		
経済協力論研究	2			●

ファイナンス論研究	2		●	
国際政治経済学研究	2	●		●
フィールド調査研究	2			●

※日本語と英語の両方で開講される科目は、同一科目のため、いずれか一方のみ受講することができます。

（1）放送大学大学院科目（経済学研究科修士課程 単位認定対象科目）

授業科目	放送メディア	単位	備考
環境工学	オンライン授業	2	
地域産業の発展と主体形式	ラジオ	2	
公共政策	ラジオ	2	
社会的協力論	ラジオ	2	

講義概要は以下のホームページから参照できます。

<https://www.ouj.ac.jp/kamoku/daigakuin/B/syakai/index.html>

（2）専修免許状の取得にかかる「教科に関する科目」

種別および教科	科目名
中学専修免許 （社会） 社会の教科に関する科目	社会経済理論研究、マクロ経済学A、マクロ経済学B、ミクロ経済学A、ミクロ経済学B、経済学史研究、日本経済史研究、ヨーロッパ経済史研究、アジア経済史研究、経済史研究、社会思想史研究、国際地域経済研究、地域経済論研究、アフリカ経済論研究、中国経済論研究、アジア経済論研究、民際学概論、民際学理論研究、国際政治経済学研究、経済協力論研究、環境経済論研究、日本経済論研究、産業組織論研究、中小企業論研究、農業経済論研究、経済政策研究、財政学研究、公共経済学研究、地方財政論研究、金融論研究、計量経済学A、計量経済学B、計量分析研究、情報政策論研究、フィールド調査研究、経済情報システム研究、労働経済学研究、経済思想史研究、開発経済学研究、国際経済論研究、国際金融論研究、ファイナンス論研究

種別および教科	科目名
高校専修免許 （公民） 公民の教科に関する科目	社会経済理論研究、マクロ経済学A、マクロ経済学B、ミクロ経済学A、ミクロ経済学B、民際学概論、民際学理論研究、国際政治経済学研究、環境経済論研究、日本経済論研究、中小企業論研究、経済政策研究、財政学研究、公共経済学研究、地方財政論研究、金融論研究、計量経済学A、計量経済学B、計量分析研究、情報政策論研究、労働経済学研究、国際経済論研究、国際金融論研究、ファイナンス論研究

種別および教科	科目名
高校専修免許 （地理歴史） 地理歴史の教科に関する科目	経済学史研究、日本経済史研究、ヨーロッパ経済史研究、アジア経済史研究、経済史研究、社会思想史研究、国際地域経済研究、地域経済論研究、アフリカ経済論研究、中国経済論研究、アジア経済論研究、経済協力論研究、産業組織論研究、農業経済論研究、フィールド調査研究、経済情報システム研究、経済思想史研究、開発経済学研究

博士後期課程履修要領ガイド

【1】博士後期課程履修要領

経済学研究科（博士後期課程）で授与する学位

経済学専攻 博士（経済学） Doctor of Economics

1. 博士後期課程における履修について

講義を受講し単位修得するには、所定期間に所定用紙で受講する科目を届け出ることが必要です。指導教員、副指導教員（(4) 参照）と相談の上、修了要件を満たすよう、計画的に履修してください。履修登録は、年1回4月に1年分の登録を行います。登録期間以外の、追加・変更・抹消等はできません。ただし、後期開講科目については、9月に変更することができます。

単位制学費を選択された方は、登録単位数により授業料が決まりますのでご注意ください。

9月入学生については、初回の登録を9月に半期分言い、その後については、4月入学生と同じ登録スケジュールとなります。

授業の登録に際しては、指導教員、副指導教員の署名捺印が必要です。

（1）2025年度履修登録期間

4月初旬	4月新入生・在学生
9月中～下旬	9月新入生のみ

（2）2025年度第2学期（後期）登録科目 修正（追加登録・登録抹消）期間

9月中～下旬

（3）履修辞退制度について

- 履修辞退制度とは、履修登録を行った科目の講義には出席していたものの、「講義内容が自分の希望したものと異なっていた」、「講義についていけるだけの知識が不足している」などの理由から、自分自身の判断により履修辞退の申請をすることができる制度で、登録確認時に行う登録修正とは異なります。
- 一旦申請をした履修辞退は取り下げることができませんが、履修辞退をした科目を次学期以降に履修登録することはできます。
- 履修辞退を申請した場合、その代わりの授業を追加登録することはできません。
- 履修辞退した科目は成績表に表記されます。
- 履修辞退の申請は、経済学部教務課で受け付けます。
- 履修辞退の申請時期は、下記の日程です。

学期	履修辞退受付期間
第1学期（前期）	5月7日（水）～9日（金）、5月12日（月）～5月13日（火）16:00
第2学期（後期）	10月20日（月）～24日（金）16:00

※履修辞退の受付は、上記期間中の窓口開室時間にて行います。

（4）指導教員について

入学後速やかに指導教員を選び、承諾を得たうえで、履修登録の際に所定の用紙で届け出てください。研究上の必要がある場合には、指導教員の助言にもとづき、副指導教員を選ぶことができます。

指導教員の変更を希望する場合は、新旧両教授の承諾を得たうえで、研究科の許可を得てください。

（5）「特殊演習Ⅰ」・「特殊演習Ⅱ」・「特殊演習Ⅲ」（必修科目）について

指導教員が担当する「特殊演習Ⅰ」（1年次）、「特殊演習Ⅱ」（2年次）、「特殊演習Ⅲ」（3年次）は大学院の研究指導において、最も重要な科目です。したがって、必ず全員履修してください。

また、研究における視野を拡げるため、他の特殊演習や修士課程の演習にも積極的に参加してください。

※ 指導教員が担当する特殊演習以外の特殊演習に参加した場合、単位認定はされません。

（6）博士後期課程研究発表会（合同演習）について

修士課程「合同演習」と並行して年2回（6月中旬、11月中旬）開催されます。

博士論文を提出するためには、この研究発表会において、合計3回以上の中間発表（研究発表）をおこなう必要があります。

発表希望者は、所定の期日までに経済学部教務課まで申し出てください。

（7）本研究科修士課程・本学大学院他研究科開講科目（他大学も可）の履修について

- 本研究科修士課程開講科目を受講した場合は、修士課程にて設定している単位数を随意科目扱いとして認定しますが、修了要件単位としては認定しません。
- 大学院他研究科開講科目については、研究科が教育研究上有益と認めた場合、履修できます。
- 科目履修希望者は、指導教員と相談の上、履修登録期間に所定用紙で経済学部教務課まで願い出てください。

（8）学部科目の履修について

経済学部科目の履修を希望する場合、科目等履修生として履修できます。経済学部教務課まで問い合わせてください。

(9) 単位の認定と学業成績について

- 1) 1つの授業科目に定められた所定の単位を修得するためには、次の3つの要件を満たしていなければなりません。
- ① 単位の認定を受けようとする科目について、履修登録をすること。
 - ② その科目に出席し、履修に必要な学修をすること。
つまり、総授業回数の1/3を越えて欠席した場合は、その科目の単位認定は受けられないことがあります。
 - ③ その科目の試験等によって、合格すること。
- 2) 学業成績は100点を満点とし、60点以上を合格、それを満たさない場合は不合格とします。
- 3) 一度合格点を得た科目は、いかなる事情があっても、再度受講及び受験することはできません。
- 4) 履修登録をした科目を受講しなかった場合の評価は0点となります。
- 5) 段階評価と評点の関係は、次のとおりとします。

段階評価	評点
S	90点～100点
A	80点～89点
B	70点～79点
C	60点～69点
G	合格
N	認定

- 6) 成績証明書は、すべて段階評価で表示します。
- 7) 成績の発表は、第1学期（前期）が9月下旬、第2学期（後期）が3月下旬です。
- 8) 成績について疑義がある場合は、必ず所定の「成績疑義申出用紙」に疑義内容を記入した後、経済学部教務課に提出してください。
申し出期間は通知も含め別途連絡します。ただし、授業担当者に直接申し出てはいけません。
- なお、成績疑義として受付できるのは、点数を変更するだけの説明が明確にできる場合のみです。

(10) GPA制度について

GPAとは、Grade Point Average（成績加重平均値）のことであり、従来の修得単位数による学修到達度判定に加え、どの程度のレベルで単位を修得したかを一目で表すものとして考えられたものです。

GPAは、各教科の評価点（100点満点）を次表のように換算しなおし、その合計を登録科目の総単位数で割って算出します。

GPA＝
$$\frac{\sum (\text{登録科目のグレイドポイント} \times \text{単位数})}{\sum (\text{登録科目の単位数})}$$

グレイドポイント	評点
4	90点～100点
3	80点～89点
2	70点～79点
1	60点～69点
0	59点以下

- ※ 随意科目、履修辞退した科目については、ここでいう登録科目には含みません。
- ※ 成績を評価点（100点満点）で評価しない科目は算入しません。

(11) 長期履修学生制度について

2014年度入学生からを対象とし、職業を有している等の事情により、通常の修了に係る年限では履修が困難な学生を対象に、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することが出来る「長期履修学生制度」を設けています。

- 対象課程
 - 修士課程及び博士後期課程
- 対象者
 - 長期履修学生となることを希望できるのは、本学大学院研究科に入学する者または在学生（修了年次の者を除く）で、標準修業年限での修了が困難な次のいずれかに該当する者とします。
 - ①職業を有している者
 - ②家事、介護、育児、出産等の諸事情を有する者
 - ③その他当該研究科が相当な事情があると認めた者
 - ※ただし、外国人留学生は対象としません。
- 長期履修期間
 - 長期履修期間は年度を単位とし、修士課程、博士後期課程ともに6年を限度に認めることができます。ただし、休学期間は算入しません。
- 申請期間及び方法
 - 長期履修学生制度を希望する場合は、長期履修開始年度の学年開始1ヶ月前までに教務課に必要書類を提出して下さい。ただし、修了年度の申請は不可です。

- 申請期間の変更
- 原則、申請のあった履修期間内での履修を求めますが、やむを得ない事情等が発生した場合は、短縮・延長のいずれかの1回に限り変更を認めます。変更を希望する場合は、必要書類を教務課に提出して下さい。なお、変更の申請については、短縮を希望する場合は変更後の修了年度の学年開始の1ヶ月前まで、延長を希望する場合は変更前の修了年度の学年開始の1ヶ月前までに行ってください。
- 審査方法（新規申請及び変更）
- 提出された申請書類等をもとに、経済学研究科委員会で審査の上決定します。
- 学費等の納入方法
- 長期履修学生は通常学費を履修期間に応じて均等に分割納入することとなります。
- ※学費とは別に諸会費が必要となります。諸会費については分割納入にはなりませんので毎年度納入する必要があります。

(12) 研究支援・学修支援について

- 学会等研究発表補助
- 学会等における研究発表に係る費用の一部を補助する制度です。補助限度額は、1回につき1万円を上限としています。
- 申請の際は、経済学部教務課まで申し出て下さい。
- コピーカード及び図書カードの支給
- 研究発表のレジュメや研究用資料の複写のために、コピーカードを支給しています。
- また、図書購入補助として、併せて図書カードを支給しています。
- 大学院研究室
- 各研究科に共同で利用できる大学院研究室を設置しています。
- それぞれの各研究科の特性に応じ、必要文献やパソコン等を整備しています。

2. 博士後期課程における研究指導について

(1) 研究指導スケジュール

※時期の（ ）内は9月入学生

学年・時期		内容	研究指導概要
1年	4月 (9月)	オリエンテーション 研究計画書の提出	新入生に対してカリキュラムについての説明。研究計画及び研究指導計画の検討・見直し。 研究計画及び研究指導計画の確定。 研究の進捗状況報告を随時受け、進捗に応じた研究指導。
	5月－ (11月－)	文献や統計資料等の収集	研究テーマに即した先行研究文献、統計資料、関連情報等の収集について助言及び指導。 調査等を実施する場合には適切な調査方法について助言及び指導。
	6月 (11月)	合同演習発表 ※指導教員と相談	(博士後期課程は合同演習において3回以上発表することが博士論文提出の要件。)
	7月 (1月)	学修成果報告書の提出	学位授与方針に定めた学修成果を把握
	11月 (6月)	合同演習発表（推奨） ※指導教員と相談	(博士後期課程は合同演習において3回以上発表することが博士論文提出の要件。)
	1月 (7月)	学修成果報告書の提出	学位授与方針に定めた学修成果を把握
2年	4月 (9月)	研究計画書の提出	研究計画および研究指導計画の確定。
	4月－ (9月－)	研究テーマ、内容の確認と決定 ドラフト作成	引き続き文献等収集、調査実施に関する助言及び指導とともに、研究テーマの決定、ドラフト作成にあたっての助言及び指導。
	6月 (11月)	合同演習発表 ※指導教員と相談	(博士後期課程は合同演習において3回以上発表することが博士論文提出の要件。)
	7月 (1月)	学修成果報告書の提出	学位授与方針に定めた学修成果を把握
	9月－ (4月－)	研究の推進、論文執筆	研究及び論文執筆の進捗状況についての助言及び指導。
	11月 (6月)	合同演習発表 ※指導教員と相談	(博士後期課程は合同演習において3回以上発表することが博士論文提出の要件。)
	1月 (7月)	学修成果報告書の提出	学位授与方針に定めた学修成果を把握
3年	4月 (9月)	研究計画書の提出	研究計画および研究指導計画の確定。
	4月－ (9月－)	論文執筆	論文執筆の進捗状況についての助言及び指導。

	6月 (11月)	合同演習発表 ※指導教員と相談	(博士後期課程は合同演習において3回以上発表することが博士論文提出の要件。)
	7月 (1月)	学修成果報告書の提出	学位授与方針に定めた学修成果を把握
	10月 (4月)	博士論文題目の提出	題目についての助言及び指導、承認。
	11月 (6月)	合同演習発表 ※指導教員と相談	(博士後期課程は合同演習において3回以上発表することが博士論文提出の要件。)
	11月 (5月)	博士論文の提出	内容についての確認、承認。
	1月－2月 (7月－8月)	博士論文の予備審査 博士論文口述試験博士論文の本審査	審査委員会（予備審査委員会及び本審査委員会）による審査、及び研究科委員会による判定。
	3月 (9月)	学位授与	修了要件を満たすことによる修了の認定。

(2) 研究計画書

毎年度5月頃（9月入学生は10月頃）までに指導教員と相談のうえ、研究計画書を作成、提出する必要があります。主な内容は以下のとおりです。

- ① 研究テーマ
- ② 研究計画
- ③ 研究指導計画 ※指導教員が記入

(3) 学修成果報告書

学位授与方針に定めた学修成果を把握することを目的として、各学期の終わり（7月または1月）に指導教員と相談のうえ、学修成果報告書を作成、提出する必要があります。

3. 修了要件

2023年度以前入学生は次の4つの条項すべてを満たすこと。

- 次の12単位修得
特殊演習Ⅰ（4単位）、特殊演習Ⅱ（4単位）、特殊演習Ⅲ（4単位）
 - 2本以上の論文公表※（経済学研究科紀要『経済研究』を含む）
※学会誌や学術雑誌の掲載決定を証明する書類の提出をもって、論文公表とみなすことができます。（「大学院経済学研究科博士後期課程の修了要件として定められた『2本以上の論文公表』の取り扱いに関する内規」を参照）。
 - 合同演習で合計3回以上の研究発表を行うこと（3回以上行うことが博士論文提出の要件）
 - 所定の期日に博士論文を提出し、その口述試験に合格すること
※筆記試験を課すこともあります。
- 合同演習発表時と論文提出時で、論文のテーマが異なる際には、再度の発表を求めることがあります。

2024年度入学生は次の6つの条項すべてを満たすこと。

- 博士後期課程に3年以上在学すること。
- 次の12単位を修得していること。
特殊演習Ⅰ（4単位）、特殊演習Ⅱ（4単位）、特殊演習Ⅲ（4単位）
- 所定の期日に博士論文を提出し、その口述試験に合格すること。
- 博士論文提出時に査読付学術誌（龍谷大学経済学会『経済学論集』を含む）で掲載が許可された論文を1編以上作成していること。なお、共著論文の場合、その執筆に関して主たる貢献をしたものとする。
- 博士論文提出時にそのテーマと専門を同じくする学会で報告を1回以上行っていること。
国費外国人留学生等で学会での報告が難しい場合は研究科委員会が認める代替的な報告会で1回以上報告すること。
- 博士論文提出時に合同演習で合計3回以上の研究発表を行っていること。
※合同演習発表時と論文提出時で、論文のテーマが異なる際には、再度の発表を求めることがあります。

4. 博士論文について

(1) 提出の手順

博士後期課程在学生の論文提出については、以下の手順を経てください。

- 題目の届出
指導教員の承認を得たうえで、所定の用紙で届け出てください。
※ 用紙は経済学研究科ホームページからダウンロードできます。
【題目届提出日】

2025年4月18日（金） 9：00～17：00	2025年9月修了生
2025年10月1日（水） 9：00～17：00	2026年3月修了生

※題目の変更を希望する際は、指導教員の承認を得たうえで、所定の用紙で速やかに経済学部教務課に願い出てください。随時受け付けますが、論文提出後の題目変更はできません。

2) 博士後期課程研究発表会（合同演習）での発表
[研究発表会開催日]

2025年6月中旬	2025年11月中旬
-----------	------------

3) 論文提出

指導教員の承認を得たうえで、審査願（所定用紙）、履歴書（所定書式）、研究業績一覧（様式自由）とともに4部（内、3部は表紙等も含めコピー可）を提出してください。

なお、提出された論文は返却しませんので、提出用の4部とは別に、必ず各自で控えを保存してください。

※ 審査願の所定用紙は経済学研究科ホームページからダウンロードできます。

[博士論文提出日]

2025年5月19日（月） 9：00～17：00	2025年9月修了生
2025年11月17日（月） 9：00～17：00	2026年3月修了生

※ 経済学研究科ではインターネットによる論文公開を行っています。ついては、電子ファイルもあわせてご提出いただきますよう、ご協力をお願いします。

4) 口述試験

実施日については論文提出後に個別連絡します。

なお、口述試験は全て公開形式で実施いたします。

(2) 書式

論文要旨・論文共通事項

用紙	A4サイズ、上質紙（白）、黒字印字【感熱紙不可】
用紙字数・行数	40字×30行（1,200字詰）
文字方向	横書き
余白	上および左右余白20mm、下余白25mm
ページ番号位置	用紙下中央（底から10mm程度）。 製本時に上下左右それぞれ5mm程度裁断します。
備考	手書きの場合は、A4原稿用紙を使用のこと。縦書き、英文の等の場合も上記に準じます。
表紙	所定の表紙をつけて提出のこと。経済学研究科ホームページからダウンロードできます。
綴じ方	論文要旨、論文と一緒にダブルクリップまたはガチャック等、紙を傷つけない方法で綴じて提出のこと。（ホッチキス、綴じ紐等は使わないでください。）
綴じ順	論文要旨の表紙、論文要旨、論文表紙、目次、本文、参考文献目録、付図、付表の順で提出すること。指導教員からの指示があれば、図表は本文中に収録して構わないが、必要字数には算入されないので注意すること。

論文要旨（必ず付けること）

字数	4,000字～8,000字
表紙	所定の表紙を使用すること。経済学研究科ホームページからダウンロードできます。
ページ番号	本文とは別に要旨単独のページ番号をつけること。 表紙にはページ番号不要。

論文

字数	制限なし
表紙	所定の表紙を使用すること。経済学研究科ホームページからダウンロードできます。
ページ番号	必ずつけること。 つけ方については指導教員の指示に従うこと。

(3) 論文提出後の差し替え・内容変更

提出後の差し替えはできません。論文は大学で保存し、公開されます。ついては、悔いを残すことないよう、十分な推敲を重ねた上で提出してください。

(4) 博士論文の保管・閲覧について

提出された論文は大学で、製本・保管し、学内外に公開します。これまでの経済学研究科修了者の論文は深草図書館に保管されています。閲覧希望者は印鑑持参の上、経済学部教務課にて閲覧許可の手続きを行ってください。

(5) 大学院経済学研究科博士論文審査基準

博士学位論文は、以下の諸点から総合的に判断し、研究者として自立した研究活動を可能とする学識を有すると認められるもの、ないし高度な専門的業務に従事するための研究活動を可能とする学識を有すると認められるものでなければならない。

- 論文テーマの妥当性
問題意識が明確で、テーマの選択の理由および学術的・社会的意義が認識されていること。
- 論理の一貫性
論文執筆に際して終始一貫した論理が展開されていること。

3. 研究方法

研究テーマや問題設定にふさわしい研究方法が選択されている。また、資料やデータの取り扱いが妥当で、分析結果の内容や解釈も適切であること。

4. 体裁

引用等が適切に処理され、学位論文としての体裁が整っていること。

5. 先行研究との関連性

テーマに関連する内外の文献および先行研究を渉猟し、それらを自己の視点で分析していること。

6. 独創性

テーマや問題設定、研究方法、結論等に高い独創性が認められていること。

7. 専門性

当該研究分野に関する高度な専門知識を有し、これらを活用したものであること。

8. 広汎性

当該研究分野に関連する諸領域に関して幅広い基礎知識を有し、現代社会の要請にも配慮したものであること。

5．博士後期課程単位取得満期退学後の学位論文提出について

(2019年度以降博士後期課程入学生対象)

博士後期課程に所定の期間在学し、所定の単位を修得して退学した者は、学位論文提出のために再入学を願出することができます。ただし、再入学できる期間（学期）は、退学した翌学期から起算して5学期を超えることはできません。

その場合の学費は、論文審査在籍料（30,000 円）のみとします。

なお、単位取得満期退学後の学位論文の提出については、大学院学則（第29条第3項、第38条第10項）および学位規程（第4条第1項）に定められています。

【龍谷大学大学院学則】

第29条

3 本条第1項によって退学した者のうち、博士後期課程に所定の期間在学し、所定の単位を修得して退学した者は、学位論文提出のためにさらに入学を願出することができる。ただし、さらに入学できる期間は、退学した翌学期から起算して5学期を超えることはできない。

第38条

10 本学大学院博士後期課程に所定の期間在学し、所定の単位を修得して退学し、課程修了のための学位論文提出のためにさらに入学した者の学費は、論文審査在籍料のみとし、その額は30,000円とする。ただし、先端理工学研究科の論文審査在籍料は40,000円とする。

【龍谷大学学位規程】

第4条 第3条第3項に規定する課程を修了するための学位論文は、博士後期課程に在学し、提出するものとする。

【学位論文提出のための再入学】

																再入学期限 (退学した翌学期から 起算して5学期以内)
1年目		2年目		3年目		4年目		5年目		6年目		7年目		8年目		
1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ	9セメ	10セメ	11セメ	12セメ	13セメ	14セメ	15セメ	16セメ	
博士在学 3年パターン	在学	在学	在学	在学	在学	学期末 満期 退学	研究生等 ①	研究生等 ②	研究生等 ③	研究生等 ④	再入学 論文審査 在籍 (1年：Lのみ)	論文審査 在籍 (半年)				
											再入学期限 (退学した翌学期から 起算して5学期以内)					
博士在学 3.5年パターン	在学	在学	在学	在学	在学	在学	学期末 満期 退学	研究生等 ①	研究生等 ②	研究生等 ③	研究生等 ④	再入学 論文審査 在籍 (半年)				
												再入学期限 (退学した翌学期から 起算して5学期以内)				
博士在学 4年パターン	在学	在学	在学	在学	在学	在学	在学	学期末 満期 退学	研究生等 ①	研究生等 ②	研究生等 ③	研究生等 ④	再入学 論文審査 在籍 (1年：Lのみ)			
												論文審査 在籍 (半年)	再入学期限 (退学した翌学期から 起算して5学期以内)			
博士在学 4.5年パターン	在学	在学	在学	在学	在学	在学	在学	在学	学期末 満期 退学	研究生等 ①	研究生等 ②	研究生等 ③	研究生等 ④	再入学 論文審査 在籍 (半年)		
														再入学期限 (退学した翌学期から 起算して5学期以内)		
博士在学 5年パターン	在学	在学	在学	在学	在学	在学	在学	在学	在学	学期末 満期 退学	研究生等 ①	研究生等 ②	研究生等 ③	研究生等 ④	再入学 論文審査 在籍 (1年：Lのみ)	
														論文審査 在籍 (半年)		

※ 単位取得満期退学後、再入学までの間、必ず2年の間隔を空けなければならないものではありません（退学した翌学期から起算して5学期以内であれば再入学可能）。

※ 単位取得満期退学後、必ず研究生等で在籍を継続しなければならないものではありません。

※ 「学位論文提出のための再入学」を行うためには、「再入学試験（学位論文提出者対象）」に出願し、合格する必要があります。

※ 「再入学試験（学位論文提出者対象）」に出願できるのは、博士後期課程の通算在学年数が5年以内の者に限ります。

6. 研究生・特別専攻生について

博士後期課程単位修得満期退学後も博士論文作成のため継続して研究指導を希望する場合は「研究生」として、また、博士後期課程修了後も継続して研究指導を希望する場合は「特別専攻生」として、経済学研究科に籍を置くことができます。ただし、2019年度以降入学生は、「研究生」として課程博士の学位を取得することはできません。「研究生」をお考えの場合は、必ず経済学部教務課にご相談ください。

なお、特別専攻生の通算在籍期間の上限は5年です。

期間：1学期間または1学年間（研究生は通算3年まで更新可）

研修費：10,000円（1学期分）

出願期間：2月下旬および9月中旬

※ 詳細については、「特別専攻生規程」および大学院学則第9章の2をご確認ください。

【2】博士後期課程開設科目

授業科目	単位
特殊演習Ⅰ	4
特殊演習Ⅱ	4
特殊演習Ⅲ	4

各種規程等

龍谷大学大学院経済学研究科 研究指導・学位論文・課題研究規程

制定 平成18年12月6日
一部改正 平成30年3月2日
一部改正 令和2年2月20日

この規程は、龍谷大学大学院経済学研究科の修士・博士両課程における研究指導と、学位論文の作成・提出・審査について定めたものである。
ただし、本学大学院学則第17条第3項に規定された博士学位論文に関しては、「龍谷大学学位規程」によるものとする。

第1章 研究指導

（指導教授）

第1条 修士・博士両課程の学生は、入学（進学）後すみやかに指導教授1名を選ばなければならない。研究上の必要がある場合には、指導教授の助言にもとづき、原則として副指導教授1名を選ぶことができる。

2 指導教授及び副指導教授については、当該教員の承諾を得たうえで、所定の用紙で研究科委員会が定めた期日までに届け出、研究科委員会の承認を得なければならない。

（指導教授の変更）

第2条 指導教授を変更しようとする者は、新・旧指導教授の承認を得たうえで、所定の用紙で届け出、研究科委員会の承認を得なければならない。

（研究計画書）

第3条 両課程の学生は、指導教授の指導のもとに、学位論文予定題目及び研究の内容・方法・参考文献・発表予定などの概要を記述した「研究計画書」を作成し、研究科委員会が定めた期日までに指導教授に提出しなければならない。研究計画の大幅な変更を加える必要が生じた場合には、そのつど指導教授に報告しなければならない。

2 「研究計画書」の概要は、指導教授が研究科委員会に報告し、その承認を得るものとする。

第2章 学位論文の内容・様式及び提出手続き

（学位論文の内容）

第4条 修士・博士両課程の修了要件としての学位論文は、それぞれ本学大学院学則第12条第4項、第13条第5項に規定された内容を具備したものでなければならない。

（修士論文の研究発表）

第5条 修士論文の提出資格は、修士論文の提出前に研究科の主催する研究発表会において論文の概要について報告した者に対して与えられる。

（修士論文の提出）

第6条 修士課程を修了しようとする者は、指導教授の承認を得たうえで、修士論文、修士論文要旨各4部（それぞれ3部はコピー可）を、大学院学則第12条の規定により課程の修了が可能な学期で、研究科委員会が定めた期日に提出しなければならない。

2 修士論文の字数は、20,000字以上を標準とし、修士論文要旨の字数は、2,000字以上4,000字以内とする。

ただし、参考文献目録、付図、付表等は、上記の字数のうちに数えない。

3 修士論文が日本語以外の言語で書かれた場合には、論文及び同要旨の字数制限は前項に準じるものとする。

（博士論文の提出）

第7条 博士論文要旨の字数は、4,000字以上8,000字以内とする。

2 博士論文が日本語以外の言語で書かれた場合には、その要旨については前項に準じた字数制限を行う。

3 博士課程を修了しようとする者は、指導教授の承認を得たうえで、学位論文審査願、博士論文、博士論文要旨、研究業績一覧表各4部（それぞれ3部はコピー可）を大学院学則第13条により課程の修了が可能な年度以降に提出しなければならない。研究科は、必要な場合、博士課程修了予定者に対して、上記以外の資料の提出を求めることができる。

4 学位規程第3条第4項による博士論文の提出には、研究科委員3名の文書による推薦を要する。

第3章 博士論文の予備審査、受理および本審査

（博士論文予備審査の手続き）

第8条 博士論文の提出手続きを確認した場合は、学長が受理する前に研究科委員会で予備審査委員会を設置し、予備審査委員会が予備審査を行う。

（博士論文の予備審査委員会の構成）

第9条 博士論文の予備審査委員会は研究科委員3名以上によって構成される。予備審査委員に指導教授、ならびに前条の推薦人が含まれることを妨げない。

2 研究科委員会は、それが必要と認めた場合には、前項の規定にかかわらず、研究科以外の本学教員及び学外の専門家を予備審査委員に選ぶことができる。

（博士論文予備審査委員会）

第10条 予備審査委員会は、論文の追補、修正等を指導ないし示唆することができる。

第4章 学位論文の受理および審査

（学位論文の受理）

第11条 前章の諸要件をみたして提出された修士論文は、研究科委員会の議を経て、学長が受理する。

2 前章の諸要件をみたして提出された博士論文は、研究科委員会の議を経て、学長が受理する。なお、審査手数料は、この時点で納入する。

3 研究科委員会による学位論文の受理の可否は、出席者の全員一致、もしくは委員の求めがあれば無記名投票を行い、出席者の3分の2以上の賛成による。

（学位論文の審査）

第12条 学位論文の審査は、研究科委員会の定める審査委員会がこれを行う。

2 博士論文の審査は、本審査委員会を構成し、これを行う。

（修士論文の審査委員会の構成）

第13条 修士論文の審査委員会は、研究科委員の中から選ばれた審査委員3名（うち1名は指導教授）によって構成される。

2 研究科委員会は、それが必要と認めた場合には、前項の規定にかかわらず、学内外の専門家を修士論文の審査委員に選ぶことができる。

（修士論文の審査方法）

第14条 修士論文の審査委員会は、論文内容の検討と口述試験の結果にもとづき、研究科が定める基準（S・A・B・C・D評価、Dは不合格）をもって当該論文を評価する。

（修士論文の合否の決議）

第15条 研究科委員会は前条の審査結果を受けて、本学学位規程第9条にもとづいて当該論文の合否の議決を行わなければならない。

（博士論文の本審査委員会の構成）

第16条 博士論文の本審査委員会は、研究科委員の中から選ばれた審査委員3名以上によって構成される。本審査委員に指導教員が含まれることを妨げない。

2 研究科委員会は、それが必要と認めた場合には、前項の規定にかかわらず、研究科以外の本学教員および学外の専門家を博士論文の本審査委員に選ぶことができる。

3 本審査委員会の主査は、指導教員以外の委員から互選する。

（博士論文の審査方法）

第17条 博士論文の審査委員会は、論文内容ならびに関連資料の検討と口述試験の結果にもとづき、原則として前項の予備審査委員会設置後1年以内にその審査を終えるものとする。

2 課程博士による論文審査にあたっては、原則として学力試験および外国語試験は免除する。

3 論文博士による論文審査にあたり、学力試験および外国語試験を課すか否かは研究科委員会が予備審査委員会を構成し、予備審査を進める段階で決定する。

4 前項の免除の基準は別途定める。

5 口述試験は告示の上、学内公開を原則とする。

（博士論文の合否の決議）

第18条 研究科委員会は前条の審査結果の報告を受けて、本学学位規程第9条にもとづいてすみやかに課程博士による論文の合否の議決を行わなければならない。合否の議決は、出席者の全員一致、もしくは委員の求めがあれば無記名投票を行い、出席者の3分の2以上の賛成による。

2 研究科委員会は前条の審査結果の報告を受けて、すみやかに論文博士による論文の合否の議決を行わなければならない。合否の議決は、出席者の全員一致、もしくは委員の求めがあれば無記名投票を行い、出席者の3分の2以上の賛成による。

3 合否の決定は、原則として予備審査委員会設置後1年以内に行う。

（課題研究の取り扱いについて）

第19条 大学院学則第12条第2項に定める課題研究に関する取り扱いについては、本規程第4，5，6条を準用する。

2 課題研究の審査委員会に関しては、研究科委員の中から選ばれた審査委員2名（うち1名は指導教授）によって構成され、審査にあたって口述試問を行うことがある。

- ※ 第17条第4項にある学力試験および外国語試験の免除基準
- 本研究科の専任教員（教授、准教授、専任講師及び特別任用教員を含む）
 - 本研究科または他の大学院経済学研究科で博士後期課程単位取得済み
 - または
 - 経済学または同関連分野での研究歴10年以上

付則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規程の施行にともない、昭和63年5月18日制定の「龍谷大学大学院経済学研究科研究指導・学位論文・課題研究規程」は平成19年3月31日をもって廃止する。

付則（平成30年3月2日第4条改正）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

付則（令和2年2月20日第3条第1項、第5条、第6条第2項、第7条第1項改正）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

特別専攻生規程

制定 平成28年1月14日

（設置）

第1条 龍谷大学大学院学則第36条の9の規定により龍谷大学（以下「本学」という。）大学院各研究科に特別専攻生制度を置く。

（対象と目的）

第2条 本学大学院修士課程又は博士後期課程を修了し、さらに研究の継続を希望する者は、特別専攻生として研究を継続することができる。

2 他大学に在籍する大学院生で、本学大学院理工学研究科における研究指導を希望する者があるときは、本学大学院理工学研究科と当該大学院との協議により、特別専攻生として受け入れることができる。

3 前項により受け入れる特別専攻生に係る事項は、本学大学院理工学研究科と当該大学院との協議により別に定める。

（出願）

第3条 特別専攻生となることを希望する者は、大学院各研究科委員会が別に定める所定の願書にその他必要書類を添えて、所属する研究科の長に願い出なければならない。

2 特別専攻生の選考は、大学院各研究科委員会にて行う。

（期間）

第4条 特別専攻生の在籍期間は、1年間又は1学期間とする。

2 前項にかかわらず、本学大学院文学研究科の特別専攻生の在籍期間は、1年間とする。

3 引き続き研究の継続を希望する者は、期間の更新を願い出ることができる。ただし、在籍期間は通算して修士課程においては3年を、博士後期課程においては5年を超えることはできない。

（研修費）

第5条 特別専攻生は、研修費として1年間在籍する者は20,000円、1学期間在籍する者は10,000円を大学に納入しなければならない。

2 前項にかかわらず、本学大学院理工学研究科の特別専攻生は、研修費として1年間在籍する者は30,000円、1学期間在籍する者は15,000円を大学に納入しなければならない。

（待遇）

第6条 特別専攻生は、大学院各研究科委員会の手定めるところにより、次の待遇を受けることができる。

- （1）担当教員の指導を受けること。
- （2）大学院学生の研究を妨げない範囲で、研究施設を利用すること。

（身分証明書）

第7条 特別専攻生には、身分証明書を交付する。

（準用）

第8条 特別専攻生については、大学院各研究科委員会において別に定めるところによるほか、龍谷大学大学院学則を準用する。

付則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度特別専攻生から適用する。
- 2 この規程の施行に伴い、文学研究科特別専攻生規程、法学研究科特別専攻生規程、経済学研究科特別専攻生規程、経営学研究科特別専攻生規程、社会学研究科特別専攻生規程、理工学研究科特別専攻生規程、国際文化学研究科特別専攻生規程、実践真宗学研究科特別専攻生規程及び政策学研究科特別専攻生規程（以下「従前の規程」という。）は廃止する。
- 3 従前の規程により在籍していた者が、引き続き本規程により在籍する場合は、従前の規程により在籍していた期間を本規程により在籍する期間に通算する。ただし、経済学研究科特別専攻生規程又は経営学研究科特別専攻生規程により在籍していた者を除く。

大学院博士前期課程（修士課程）9月修了の取扱いについて

1. 修了資格

- 下記の2条件を満たした者は、9月修了を認めることができる。
- （1）所定の期間在学し、修了要件を満たしていること。
 - （2）修士論文（大学院学則第12条第2項における課題研究を含む）を提出して研究科委員会において合格の認定を受けていること。

2. 修了日付

この取扱いによる修了日付は、9月30日とする。

3. 学位記の書式

学位記の書式は、通常の修了の際のそれと同一とする。

付記事項

9月修了学生の学費は、前期分のみとする。（大学院学則第38条第2項）

大学院経済学研究科博士後期課程の修了要件として定められた「2本以上の論文公表」の取り扱いに関する内規（2023年度以前入学生対象）

制定 令和4年10月26日

第1条 学会誌や学術雑誌の掲載決定を証明する書類の提出をもって、論文公表とみなすことができる。

第2条 前条で規定された書類は、経済学研究科長に提出しなければならない。

第3条 この内規の改廃は、大学院経済学研究科委員会で行う。

付則

この内規は、令和4年10月26日から施行する。

博士後期課程単位修得による依願退学について

3年以上在学し、特殊演習12単位を含めて12単位以上を修得し、研究科委員会でその認定を受けた者は、その年の年度末かそれ以降随時（6年次まで）に単位修得による依願退学願を申し出ることができる。

なお、認定を受けた者には、「単位修得証明書」が発行され、証明書の「単位等認定日」については、認定された研究科委員会の開催日とする。

経済学研究科大学院学則第9条の2に定める既修得科目の取り扱いに関する内規

制定 2000年6月7日
一部改正 2021年2月24日

第1条 龍谷大学大学院学則第9条の2の規定により、本学または他大学の大学院研究科を修了または退学し、経済学研究科に入学した者について教育上有益と認めるときには、すでに当該大学院で修得した単位（以下「既修得単位という。」）を経済学研究科において修得したものとして認定することができる。

第2条 既修得単位の認定を希望する者は、所定の単位認定願、認定を希望する科目が記載された学業成績証明書を、指定の期日までに提出しなければならない。

第3条 既修得単位の認定は、15単位を上限とし、経済学研究科委員会の議により決定する。ただし、大学院学則第9条に定める単位と合わせて20単位を超えないものとする。

第4条 認定対象科目は、当該学生の専攻を考慮し、研究主任および指導教授が協議の上、認めた科目に限る。

2 前項にかかわらず、特段の事情がある場合には、経済学研究科運営委員会が適当と認めた者が、認定対象科目の選考を代行することができる。

付則

この内規は、2001年4月1日から施行する。

付則（2021年2月24日第3条改正）

1 この内規は、2021年4月1日から施行する。

2 2020年度以前の入学生については、なお従前の規定による。

経済学研究科学生の学部科目履修に関する内規

制定 平成31年1月9日

（資格）

第1条 龍谷大学経済学研究科に在籍し、経済学部科目の履修を志願する者の取扱いはこの内規による。

（出願手続）

第2条 学部科目の履修を志願するものは、所定の願書に受講希望科目を記入し、経済学部教務課を経て、経済学研究科長に提出する。

（許可）

第3条 経済学研究科長は、前条の願書を受け付けたときは、経済学研究科委員会の議に基づき、経済学部教授会の承認を経て、これを科目等履修生として許可する。

（科目等履修料等学費）

第4条 科目等履修料（以下「履修料」という。）等学費は、学費等納入規程に規定し、単位の計算方法は学則に準じる。

2 入学時に経済学研究科委員会が修了の条件として在学中に単位取得するよう指定した経済学部科目は、学費等を免除する。

（諸課程科目の科目等履修料免除規定）

第5条 中学校教諭専修免許状、高等学校教諭専修免許状を取得するのに必要な科目を履修する場合は、履修料を免除する。

2 中学校教諭1種免許状、高等学校教諭1種免許状を取得するのに必要な科目を履修する場合、教職に関する科目は履修料を免除し、教科に関する科目は有料とする。

3 「介護等体験」「教育実習指導ⅡA」「教育実習指導ⅡB」の履修は、龍谷大学科目等履修生出願要項に準ずる（教育実習費及び介護等体験にかかる費用については、個人負担とする）。

4 経済学部で設置されている教職課程を除く諸課程の科目等履修については、必修科目のみ履修料を免除する。

（対象外科目）

第6条 経済学部の定めるところにより、履修対象外科目は次のとおりとする。

- （1）「演習」「実習」「卒業研究」関係の授業科目並びに「語学」など受講者数を制限した科目。
- （2）その他、科目の性格上履修を認めない科目。

付則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

教職課程履修料の納入に関する要領

制定 平成30年7月26日

（目的）

第1条 この要領は、龍谷大学学則第22条第2項並びに学費等納入規程第7条の2及び第17条の2に基づき、教職課程履修料（以下「履修料」という。）の納入について必要な事項を定めることを目的とする。

（対象）

第2条 教職課程に登録する者は、履修料を納入しなければならない。

（履修料の納入）

第3条 履修料を納入する者は、学費等納入規程別表4の2に定める履修料30,000円を3年度間に分割し、2年次生から1年度当たり10,000円ずつ納入する。

2 前項の規定にかかわらず、教職課程に3年次生から登録する者は、3年次生に20,000円を納入し、4年次生に10,000円を納入する。

3 前2項の規定にかかわらず、教職課程に4年次生以降に登録する者は、登録を開始する年度に30,000円を一括で納入する。

4 一旦納入された履修料は、履修辞退を含むいかなる理由があっても返還しない。

5 次の各号の一に該当する者は、当該年度の履修料の納入は必要としない。

- （1）休学又は留学している者
- （2）進級制度をとる学部において同一年次に複数年度にわたり在籍する者
- （3）教職課程への登録を中断する者

（納入時期）

第4条 履修料の納入の時期は、学年又は学期の始めとする。

（履修料の取扱い）

第5条 履修料を一旦納入した者が教職課程への登録を中断し、改めて登録を再開する場合は、過去に納入した履修料を除いた履修料を一括で納入することとする。

（大学院生及び科目等履修生の取扱い）

第6条 大学院生及び科目等履修生が、教職課程に登録する場合、次の各号のいずれかに基づき取り扱うものとする。

- （1）過去に履修料を納入していない者は、教職課程に登録する年度に履修料を一括して納入する。
- （2）過去に履修料を納入している者は、過去に納入した履修料を除いた履修料を一括で納入する。
- （3）大学院において専修免許状のみの課程を履修する場合、履修料の納入は必要としない。

（要領の改廃）

第7条 この要領の改廃は、教職センター会議の議を経て部局長会において決定する。

付則

- 1 この要領は、制定日（平成30年7月26日）から施行する。
- 2 この要領は、平成30年度入学の学部生から適用する。
- 3 編入学生及び転入学生へのこの要領の適用は、平成32年度入学の編入学生及び転入学生からとする。
- 4 大学院生及び科目等履修生へのこの要領の適用は、平成30年度入学の学部生が学部を卒業し、大学院生及び科目等履修生となる平成34年度からとする。ただし、大学院生及び科目等履修生が、学部在籍時に「龍谷大学学則第32条関係別表4」に定める科目を履修していない場合には、平成31年度以降入学の大学院生及び平成31年度以降の科目等履修生に対し、この要領を適用する。

龍谷大学大学院経済学研究科研究紀要内規

制定 1999年10月21日

（目的と名称）

第1条 龍谷大学大学院経済学研究科学生の研究の奨励およびその成果を発表するため、経済学研究科紀要を発行する。

2 この経済学研究科紀要を『経済研究』と称する。

（編集委員会）

第2条 「経済研究」の編集に関することを管掌するために編集委員会（以下「委員会」という。）をおく。

- 1 委員会は、下記の者より構成する。大学院経済学研究科所属の専任教員3名より構成する。
- 2 委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。
- 3 委員会に委員長をおく。委員長は委員の互選による。
- 4 委員会の議長および招集は、委員長がおこなう。

（論文提出資格）

第3条 「経済研究」に論文、書評、その他（以下論文という。）を掲載できる者は、下記の者とする。

- （1）大学院経済学研究科在籍者
- （2）その他、委員会が認めた者

（論文募集・掲載）

第4条 論文は、別の募集要項にもとづき公募する。

2 前項の論文のうち、編集委員会が選定したものを掲載する。

（事務）

第5条 「経済学研究科紀要」に関する事務は、研究部がおこなう。

付則

第1条 この内規は、1999年10月21日より施行する。

学修生活の手引き

【1】届書・願書および各種証明書

経済学部教務課窓口で取り扱う届書、願書および各種証明書には次のものがあります。なお、用紙はすべて本学所定のものを使用してください（経済学部教務課窓口で受け取ることができます）。受付は窓口の開室日に限ります。

（1）届書

（※印のものは、保証人の連署が必要。）

事項	添付書類
※保証人を変更する場合	特になし
住所を変更する場合 （本人・保証人・緊急連絡先・学費請求先）	特になし
改姓名・学生本人の転籍の場合	住民票記載事項証明書

（2）願書

（※印のものは、保証人の連署が必要。）

事項	添付書類	受付期間
※休学願	理由書または診断書	○1年間・第1学期休学 当該年度の6月30日まで ○第2学期休学 当該年度の12月31日まで
※復学願	理由書	○第1学期復学 前年度3月1日から3月31日まで ○第2学期復学 当該年度9月1日から9月30日まで
※退学願	理由書または診断書、学生証	
追試験受験願	理由書、追試験料納付書、診断書等の証明書	当該科目の試験日を含め4日以内 （土・日・祝日は含まない。）

（3）各種証明書の交付申請

[詳しく見る](#)

（4）学校学生生徒旅客運賃割引証（以下、「学割証」）

[詳しく見る](#)

（5）団体旅行割引証（団体割引）

[詳しく見る](#)

【2】裁判員制度に伴い裁判員（候補者）に選任された場合の手続きについて

2009年5月施行の「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（「裁判員法」）に伴い、みなさんが裁判員（候補者）に選任される可能性があります。

「呼出状」が届いて教育上の配慮が必要な場合は、速やかに経済学部教務課に相談してください。

裁判員（候補者）を務める場合は、当該研究科長から当該授業科目を授業欠席すること及びそれによる教育上の不利益について講義担当者に配慮を求めることとします。試験については追試で対応することとし、追試料は無料とします。

【3】学籍の取り扱い

1. 学籍とは

[詳しくはこちら](#)

2. 学籍簿

詳しくはこちら

3. 学生証

詳しくはこちら

4. 学籍の喪失

修了以外の事由で学籍を喪失（本学の学生でなくなる）こととする場合としては、退学と除籍の2種類があり、さらに退学はその内容により依願退学と懲戒退学に区分されます。

（1）退学（大学院学則第29条）

1) 依願退学

依願退学は、学生自身の意志により学籍を喪失（本学の学生でなくなる）することです。

依願退学は、学生の意志によるものであることから、いつでも願出することはできますが、次の諸手続きが必要です。

- ① 大学所定の書式により、退学理由を明記し、保証人と連署により願出してください。
- ② 当該学期分の学費を納入していること（学費の納入と学籍の取得は対価関係にあり、学費の納入の無い者は本学学生と見なすことができず、したがって退学を願出する資格もありません。なお、学期当初に退学をする場合は、経済学研究科で個別に対応しますので相談してください）。
- ③ 経済学研究科博士後期課程では、さらに「博士後期課程単位修得による依願退学について」を制定していますので、詳細については経済学部教務課で相談してください。

また、休学期間中の者も退学を願出することができますが、除籍となった者は、退学を願出することはできません。

2) 懲戒退学

懲戒退学は、学生が本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した場合、その内容、軽重等を考慮し、別に定める学生懲戒規程により、在学契約を解消することです。

（2）除籍

「懲戒」という概念になじまない事由であっても、大学が一方的に在学契約を解消する必要のある場合があります。このため本学ではこれを**除籍**として処理しています。しかし、除籍といえども本学学生としての身分を失う点では、退学と同じ結果となりますので、その事由は大学院学則第30条により明記されています。

本学大学院学則において定められている除籍の事由は、次のとおりです。

- ① 定められた期間に所定の学費を納入しないとき。
- ② 在学し得る年数（修士課程最長在学年数5年、博士後期課程最長在学年数6年）以内に修了できないとき。
- ③ 休学期間を終えても復学できないとき。

なお、死亡の場合も除籍とします。

5. 休学と復学

学生が疾病またはその他の事情により、3カ月以上修学を中断しようとするときは、休学を願出することができます。（大学院学則第28条）

（1）休学の願出

休学には、次の諸手続きが必要です。

- ① 大学所定の書式により願出すること。
- ② 休学の必要性を証明する書類（診断書等）を添付すること。
- ③ 保証人と連署で願出すること。

（2）休学期間

- ① 休学期間は、1学年間または1学期間のいずれかです。
1年間あるいは第1学期（前期）休学希望者は6月30日まで、第2学期（後期）休学希望者は12月31日までに経済学部教務課に大学所定の書類を提出してください。なお、受付は窓口の開室日に限ります。
- ② 休学期間の延長の必要がある場合は、さらに1学年間または1学期間の休学期間の延長を願出することができます。
- ③ 休学期間は、入学年度によって異なりますので注意してください。
<2020年度以降入学生>
修士課程は連続して2年、通算して2年を超えることはできない。
博士後期課程は連続して2年、通算して3年を超えることはできない。
<2019年度以前入学生>
連続して2年、通算して4年を超えることはできない。

（3）休学中の学費

休学者は、学費として休学する学期の休学在籍料を納入しなければなりません。

（4）休学による学年進行

学年進行するためには、各年度末の時点で当該学年における1年以上の在学歴が必要となります。例えば1年生の時に第1学期もしくは第2学期のいずれか1学期間の休学をした場合、在籍2年目となる翌年度の1年間も1年生の扱いとなります。このことにより、在籍2年目も1年生対象の科目しか受講できないこと可能性がありますので、休学する場合は履修計画に注意してください。

（5）復学の願出

休学者の休学事由が消滅したときは、願出により復学することができます。復学できる時期は、教育課程編成との関係で、学期の始め（第1学期（前期）または第2学期（後期）の開始日）に限定されています。復学の願出は、学期開始の前1カ月以内にしなければなりません。

6. 再入学

- （1）大学院学則第29条により退学した者が再び入学を願出たときは、その事情を調査の上、原年次またはそれ以下の年次に入学を許可することがあります（大学院学則第29条第2項）。ただし、再入学を願出たときが、退学した年度を含めて4年以上の場合は学科試験を課します。

- (2) 大学院学則第29条によって退学した者のうち、博士後期課程に所定の期間在学し、所定の単位を修得して退学した者は、学位論文提出のためにさらに入学を願出することができます。ただし、再入学できる期間（学期）は、退学した翌学期から起算して5学期を超えることはできません。
- その場合の学費は、論文審査在籍料（30,000 円）のみとします。
- (3) 大学院学則第30条第1項第1号により除籍された者が再び入学を願い出たときは、その事情を調査の上、原年次に入学を許可することがあります（大学院学則第30条第3項）。ただし、再入学を願い出たときが、除籍された年度を含めて4年以上の場合は学科試験を課します。
- (4) 休学期間を満了するまでに退学を願い出て許可された者は、再入学を願い出ることができます。
- (5) 再入学を願い出る時は、学費等納入規程に定める受験料を納め、所定の期間内に手続き（出願）をしなければなりません。なお、出願期間、出願書類等については入試部に問い合わせてください。

7. 9月修了について

第1学期（前期）末（9月30日）で修了要件（修得単位・在学期間）を充足することとなる学生が、届出期間内に9月修了の希望申込をした場合には、9月30日付で修了の認定を受けることができます（要件充足者について、自動的に修了認定を行うことはありません）。

経済学研究科修士課程では、さらに「大学院博士前期課程（修士課程）9月修了の取扱いについて」を制定していますので、詳細については経済学部教務課で相談してください。

【4】留学／国際交流プログラム

龍谷大学では、国際社会で活躍できるグローバル人材の育成及び「多文化共生キャンパスの実現」を目的として、学生の海外派遣及び外国人留学生の受入を積極的に推進するため、様々な留学制度や国際交流プログラムを整備しています。交換留学や私費留学に加えて、龍谷大学の海外拠点を活用して展開されるRI（Ryukoku Intercultural）Program留学や短期海外派遣プログラム等の多様なプログラムが展開されています。また、グローバルcommonsにおいては、英会話レッスンのほか、本学に留学中の学生から多言語、文化を学ぶ機会や異文化交流イベントを実施しています。ランゲージスタディエリア（LSA）ではTOEIC®、TOEFL®、IELTSTM等の英語資格試験や初修外国語の教材も幅広く取り揃えているため、検定試験対策はもちろんのこと、備え付けのパソコンを利用した海外とのコミュニケーション等、幅広い活用が可能です。

経済、社会、文化、政治などあらゆる局面でグローバル化が急速に進む現在、海外の大学での学修、国内外での異文化交流を通して広い視野と柔軟な発想を学ぶことは、みなさんにとって有意義な経験となることでしょう。

担当窓口：グローバル教育推進センター（和顔館1階）

関連情報

・「留学ガイド」：グローバル教育推進センターで配布しています。

・グローバル教育推進センター
ホームページ
(URL) <https://intl.ryukoku.ac.jp/>



・グローバル教育推進センター
交換留学マンスリーレポート
(URL) <https://mrepo.jp/>

